

第 1 8 7 回 定 例 会
予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

(平 成 1 8 年 3 月 1 4 日)

む つ 市 議 会

むつ市議会予算審査特別委員会（第4号）

○開会の日時 平成18年 3月14日 午前10時00分開議
午後 3時09分散会

○場 所 下北文化会館展示ホール

○出席委員（57人）

委員長	川端一義	副委員長	濱田栄子
委員	山本留義	委員	白井二郎
"	村中徹也	"	堺孝悦
"	川下八十美	"	菊池一郎
"	新谷功	"	高田正俊
"	村川壽司	"	東健而
"	澤藤一雄	"	石田勝弘
"	富岡幸夫	"	杉浦守彦
"	柴田峯生	"	杉浦洋
"	久保田昌司	"	横垣成年
"	工藤孝夫	"	大澤敬作
"	松野裕而	"	東谷良久
"	東谷正司	"	佐々木隆徳
"	立石政男	"	竹本強
"	坂井一利	"	福永忠雄
"	板井磯美	"	飛内賢司
"	赤松功	"	田澤光雄
"	徳誠	"	佐々木肇
"	鎌田ちよ子	"	菊池広志
"	千賀武由	"	目時睦男
"	田高利美	"	澤田博文
"	菊池清	"	工藤清四郎
"	服部清三郎	"	杉本清記
"	慶長徳造	"	佐藤司
"	牛滝春夫	"	本間千佳子
"	半田義秋	"	坪田智十司
"	斉藤孝昭	"	中村正志

” 富岡 修
” 宮下 順一郎

” 川端 澄男

○欠席委員（6人）

委 員	小林 正	委 員	千船 司
”	野呂 泰喜	”	工藤 直義
”	柏谷 均	”	池田 正利

○説明のため出席した者

助 役	田 頭 肇
収 入 役	田 中 實
教 育 長	牧 野 正 藏
公 営 企 業 管 理 者	杉 山 重 一
総 務 部 長	齋 藤 純
総 務 部 税 務 調 整 監	佐 藤 忠 美
企 画 部 長	渡 邊 悟
民 生 部 長	高 橋 勉
保 健 福 祉 部 長	名 久 井 耕 一
経 済 部 長	森 正 剛
建 設 部 長	藤 井 幸 男
教 育 部 長	宮 下 孝 信
総 務 部 副 理 事 ・ 総 務 課 長	佐 藤 節 雄
企 画 部 次 長	工 藤 武 勝
企 画 部 財 政 調 整 監	近 原 芳 栄
民 生 部 副 理 事 ・ 環 境 対 策 課 長	草 野 俊 正
民 生 部 副 理 事 ・ 国 保 年 金 課 長	阿 部 昇
保 健 福 祉 部 副 理 事 ・ 介 護 福 祉 課 長	上 野 昭 夫
経 済 部 次 長	佐 藤 純 一
公 営 企 業 局 副 理 事 ・ 工 務 課 長	祐 川 美 佐 男
公 営 企 業 局 副 理 事 ・ 水 道 課 長	菊 池 正
公 営 企 業 局 副 理 事 ・ 総 務 課 長	石 田 武 男
公 営 企 業 局 業 務 調 整 監	畑 中 重 宏
公 営 企 業 局 水 道 技 術 専 門 監	酒 井 孝
企 画 部 企 画 課 長	奥 島 慎 一
企 画 部 財 政 課 長	下 山 益 雄

經濟部水産課長	越前守
建設部下水道課長	鈴木克郎
公営企業局総務課総括主幹	嘉賀幸雄
公営企業局工務課総括主幹	船橋孝吉
公営企業局浄水課長	大橋涉
川内庁舎所長	佐藤吉男
大畑庁舎所長	中嶋康夫
脇野沢庁舎所長	千船藤四郎
総務部総務課長補佐	濱田賢一

○事務局出席者

事務局長	藤田修	次長	小島昭夫
主幹	柳田諭	庶務係長	古川俊子
庶務係主任	濱村勝義	調査係主任	青山諭
庶務係主任	赤石奈穂子	議事係主任	葛西信弘

(午前10時00分 開議)

○委員長(川端一義) ただいまから本日の予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員数は56人で定足数に達しております。

これより9日に引き続き議案第39号 平成18年度むつ市一般会計予算の審査を行います。

9日は、第10款教育費までの質疑が終わっており、本日は第11款災害復旧費からの審査となりますが、3月11日の新聞に釜臥山スキー場第1リフトが運転中に停止したことが報道されましたことは委員各位ご承知のことと思います。この件につきましては、新年度予算とも関連いたしますことから、議長とも相談し、教育委員会からトラブルの経過について報告を求めたいと考えておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(川端一義) ご異議なしと認め、教育委員会から報告を求めることに決定いたしました。

この際、教育委員会から報告を求めます。教育長。

○教育長(牧野正藏) この貴重なお時間をおかりしまして、3月10日金曜日、発生しました釜臥山スキー場第1リフト故障事故につきまして、一言説明とおわびを申し上げます。

事故の経緯の詳しいことにつきましては、部長より申し述べさせますが、リフトに乗っておられました12名のお客様に対し、大変な不安と恐怖を与えてしまいましたことに対し、まずもおわびを申し上げます。設備のトラブルとはいえ、利用者、市民の皆様にはリフトの安全性に対し、信頼を失わせることになりましたことについて、また議員各位に対しましても、多大なご心配をおかけしましたことに対し、心からおわびを申し上げる次第でございます。まことに申しわけありませんでした。

今後は、このようなことのないよう、事前点検を徹底するとともに、なお一層の安全確保に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

○委員長(川端一義) 教育部長。

○教育部長(宮下孝信) 大変ご心配をおかけしておりまして、申しわけございません。お手元に配布の概況等につきまして、私の方から説明をさせていただきます。

3月10日、第1リフト、第2リフトともに始業点検を終えまして、午前9時より営業運転を行ってございます。午前11時ごろ、第1リフトが突然停止いたしました。運転係と監視係が連絡をとり合い、電気系統のトラブルと判

断いたしました。トラブル箇所の調査に時間を要するという状況にございましたので、乗客にリフトの故障で運転できないことから、救助する旨の放送を流しました。リフト係員は、ただちに救助作業要領に基づきまして、救助活動に入っております。

第1班は、10号柱から救助、12名の乗客がリフト搭乗中でありましたので、圧雪車で第2救助班が編成、応援に向かい、4号支柱から山ろくへ順次乗客の救助を行っております。午前11時32分、全員の無事を確認いたしております。

事故発生後の措置でございます。午前11時30分より故障箇所の調査を実施いたしました。この結果、第8号支柱保安通信ケーブルの接続端子のボルトのさびによる接触不良が判明いたしております。この部分をケーブル同士の直結結線とし、故障原因を解消しております。ただちに作業後、導通試験を行い、異常がないことを確認、12時30分過ぎに営業運転を再開しております。

事故後の対応といたしましては、東北運輸局へアクシデントの報告をいたしました。この後、月曜日、再度業者による点検を行い、安全確認の徹底を図っております。

ちなみに、第1リフトの概況でございますが、昭和47年12月に建設いたしております。傾斜巨長608メートルほどでございます。支柱数が10基、搬器数が127個、原動機が三相誘導電動機となっております。運転速度は毎秒1.59メートルほどとなっております。

以上、ご質問に応じ、お答えしたいと思います。

- 委員長（川端一義） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。川下委員。
- 委員（川下八十美） 委員長と議長には、早速機敏なる対応をしていただきましたことを心から感謝を申し上げます。と同時に、今この予算委員会の中で教育委員会からこの件についての説明を承ったわけではありますが、2点ほどお伺いをさせていただきます。ということは、これは人命にもかかわることでありまして、結果的には天候もよく、1時間足らずで安全が確認され、すべてのお客さんが救助といたしますか、安全な場所に戻られたということは、返す返すも本当にうれしい限りでございます。

そこで、当日の3時ごろ私のところに電話がありまして、教育委員会の所管の審査が終わったけれども、10日がちょうど議事整理で休みだったのですが、それは別といたしまして、一つはたまたまこの12人の乗客の中に、前のスキー協会の会長である湯沢さんもお乗りになっていたということでありまして、湯沢さんといろいろお話しする機会があったのです。一つにはこの設

置のときに国定公園の件がありましたものですから、第1リフトを設置するときに、昭和47年、もう30年たっているわけでありましてけれども、耐用年数の方の関係はどうなっているのか、非常に現在もぎしぎしというのですか、乗っていてもその音だけでも危険を感じずような状況になっておるようでありますので、これがどういう耐用年数になっておられるか。

それから、もう一つは、釜臥山スキー場は、言うまでもなくB級ですか、大会のコースが設定されておるわけでありまして。ところが、大会のポイント、ポイントをチェックする場合の設備が十二分でない、こういう指摘があるわけです。ですから、大きな大会を誘致したり、あるいは大会をする場合においても、今の設備では十分な形をとることができ得ない。ですから、これは釜臥山スキー場の整備にも関係してきておりますから、そういう意味で、今後やっぱり大会を十二分に開けるような設備をも整えるべきではないかと、こう考えます。この辺のところを、こういうせっかくの機会でありますので、ひとつよろしく願いいたします。

○委員長（川端一義） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 川下委員の2点ほどのお尋ねにお答えさせていただきます。

まず、第1点目の耐用年数等の関係でございますが、既に設置から相当年数が経過しております。非常にこの点、心配される部分もないわけではございません。そのための安全点検等につきましては、万全を尽くしてまいっているところでございます。一般的にお客様の方からの苦情と申しますか、ご意見としましては、支柱との接点の部分にワイヤーが入りますと、最新式のものでないことから、かなりの音がするわけでございます。この点が多少の不安を与えているのではないかというお話もいただいていることでございまして、早目にこの更新につきましては、財政当局等々と協議してまいる時点かなという気を持っているところでございます。

2点目の設備が万全でないという部分でございます。全国的な大会等の誘致に当たりましては、まず第一、施設の整備、設備が完全であるかということが条件になるわけですが、現時点で川下委員おっしゃるような放送施設等々、それから時間計測等々の機器が不十分であることは否めない状況にございます。今後におきましても、施設の完成時点をまっぴら万端を整えていく方向で検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（川端一義） 川下委員。

○委員（川下八十美） 前向きにご検討を願って、私たち旧むつ市議会では、

唯一黒字であった索道事業でございます。今、索道事業そのものの特別会計は一般会計の方に入れて、後で歳入の方で出てくるかと思えますけれども、やはりスキーを愛好するお客さんを安全にさせていただく。これだけでかなりのショックを受けるスキー客もおいでになるかもしれませんけれども、これを挽回して、唯一黒字の形でありますから、頑張っていたきたいと思えます。

同時に、ただスキーを楽しむお客さんだけではなく、あれだけのすばらしい釜臥山スキー場ですから、やっぱり大会を立派に開けるような形にしてこそスキー場の本来の目的を達成できると思っております。どうか大鰐等に負けないぐらいの設備を十二分にさせていただいて、そういう大会も開けるように、そうすることによって、むつ市の商工業者の活性化にも私はつながると思えますので、ひとつ頑張っていたきたいと思えます。要望で終わらせていただきます。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川端一義） 質疑なしと認めます。

これで、第1リフト停止の件にかかわる質疑を終わります。

それでは、引き続き審査してまいります。

次は、第11款災害復旧費について、理事者の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 第11款災害復旧費についてご説明いたします。74ページでございます。

1目公共施設災害復旧費についてご説明いたします。これは、昨年9月18日夜半にかけての大雨によりまして、土砂が崩壊しました川内町板子塚地区の災害復旧に要する経費でございます。

以上でございます。

○委員長（川端一義） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） それでは続きまして、同じ74ページですけれども、第11款災害復旧費、2項衛生施設災害復旧費、1目衛生施設災害復旧費についてご説明を申し上げます。

これは平成17年発生災害、墓地公園復旧に係る用地取得に要する経費であります。平成17年9月14日、15日の豪雨によりまして、墓地公園のり面崩壊の災害復旧工事を国庫補助事業として既に議会の予算議決を賜りまして実施しておりますが、このり面を以前より水はけをよくし、確実に斜面の安定を図るために、のり面を良質の土で押さえる盛り土工による施工をすることから、のりじりにこの押さえ盛り土をする用地を取得するためのものであり

ます。

以上であります。

○委員長（川端一義） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） 経済部所管に係る3項農林水産業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費でございますが、これは昨年9月18日から19日にかけて脇野沢、川内地区を襲った豪雨により人家及び倉庫、農具庫裏ののり面が崩壊しまして土砂が流出しました小沢地区及び桂沢地区の災害復旧工事費でございます。

以上でございます。

○委員長（川端一義） 建設部長。

○建設部長（藤井幸男） 建設部で所管しております4項土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費についてでございますが、この目はむつ市議会第138回臨時会でご承認いただきました九艘泊源藤城線の災害復旧に係る債務負担による調査委託料の実行予算でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（川端一義） ただいまの説明に対し、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川端一義） 質疑なしと認めます。

これで第11款災害復旧費についての質疑を終わります。

次は、第12款公債費について理事者の説明を求めます。企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） それでは、次は75ページの第12款公債費でございますが、1項1目の元金であります。これは、長期債の元金償還金でございます。

次の2目の利子は、長期債及び一時借入金にかかわる利子の支払いでございまして、長期債の利率が高い時期の起債の償還が徐々に終了することや、このところの起債の発行規模がだんだん小さくなっているために減となってきました。

以上でございます。

○委員長（川端一義） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川端一義） 質疑なしと認めます。

これで第12款公債費についての質疑を打ち切ります。

次は、第13款諸支出金について、理事者の説明を求めます。企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 次に、同じく75ページの第13款諸支出金でございます。

1項1目の公営企業費でございますが、これは前年度同様、26億8,728万

8,000円と非常に大きな額でございます。これは、下北医療センターが運営する病院事業並びに公営企業局所管の水道事業及び用地造成事業といった会計に対しての一般会計の負担、補助、出資及び繰出金等に要する経費でございます。中でも病院事業に対する経費が23億5,827万3,000円、目全体の87.8%を占めております。

以上でございます。

○委員長（川端一義） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお尋ねさせていただきます。

この負担金の中で、むつ総合病院に対して今回電源立地地域対策交付金、これを6億円あてがっているということで、こういう交付金は、私は人件費等には充用できるというふうな形で記憶しているのですが、この6億円というのはそういうものに対応するものなのかどうかということと、あと今回はむつ総合病院だけ交付金をこういうふうにしたのですが、例えばほかの川内病院とか大畑診療所、そういったところにも同じように使えるものなのかどうか。

それと、平成17年度はこのような使い方をしなかったのですが、平成17年度は認められなかったということだったのかどうか、そこら辺説明をお願いします。

○委員長（川端一義） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

このお金は、今までは大体市の一般会計を通しての人件費といったようなことで、消防署とかほかいろいろ使っておりました。今回は直接むつ総合病院の方に充てるということになっておりましたので、総額がかなりふえたというようなことでございます。これは、各病院にも人件費の振りかえということで当然使うことはできますけれども、一応6億円ぐらいをこれに充てているというようなことでございます。

平成17年度は、一般会計からの繰り入れということで、直接は充てておりません。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。柴田委員。

○委員（柴田峯生） 一つだけお伺いします。

国庫補助金などが1億幾ら財源として見込まれておりますが、その入ってくる財源はどういう財源が入ってくるか、ご説明いただきたいと思います。

○委員長（川端一義） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 国から入ってきますのは、財政健全化計画にかかわる国の負担分ということで入ってきます。あとは、県と市がそれぞれ負担し

て、その分を賄うということで、55億円の赤字の分を解消するというようなことの中の国の負担分として入ってきます。

以上です。

○委員長（川端一義） 柴田委員。

○委員（柴田峯生） 歳入の方が後で審議になるのですけれども、歳入の科目からすると、どの科目が入るのですか。

○委員長（川端一義） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

19ページの公営企業費県補助金ということで、この中に1億3,100万円入ってきております。

○委員長（川端一義） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川端一義） 質疑なしと認めます。

これで第13款諸支出金についての質疑を終わります。

次は、第14款予備費について、理事者の説明を求めます。企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 75ページの第14款予備費でございますが、これは予算の不足額を補うためのものでありまして、最近の決算状況等を見まして、前年度に比べ若干少ない、500万円ほど少ない額の2,500万円ということで計上しております。

以上でございます。

○委員長（川端一義） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川端一義） 質疑なしと認めます。

これで第14款予備費についての質疑を終わります。

以上で歳出の質疑を終わります。

（委員長、議事進行」の声あり）

○委員長（川端一義） 半田委員。

○委員（半田義秋） ちょっとお尋ねしますけれども、歳出に関する参考資料についても質疑、審議すべきだと私は思います。

○委員長（川端一義） 暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時29分 再開

○委員長（川端一義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で歳出の質疑を終わります。

続きまして、歳入の審査に入ります。

歳入第1款市税から第19款市債まで、一括説明を受け審査いたします。

理事者の説明を求めます。総務部税務調整監。

- 総務部税務調整監（佐藤忠美） 平成18年度一般会計歳入予算のうち第1款の市税をご説明いたします。予算説明書の10ページをごらんになってください。

まず、1項市民税のうち1目の個人市民税では、19億7,777万1,000円を計上しております。これは、税制改正による定率減税の増分などを見込んだものであります。

次に、2目法人市民税では、3億9,978万9,000円を計上しております。これは、大手、中堅企業の収益の増分などを見込んだものであります。

次に、2項固定資産税のうち1目固定資産税では、23億6,973万円を計上しております。これは、3年に1度の評価替えが平成18年にあります。その評価替えの減分などを見込んだものであります。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金では、8,587万1,000円を計上しております。これも1目固定資産税同様、評価替えによる減分を見込んでございます。

次に、3項軽自動車税では、1億65万1,000円を計上しております。これは、前年度より増加した車両台数632台を含んで見込んだものでございます。

続きまして、予算説明書の11ページをごらんになってください。4項市たばこ税では、5億7,805万4,000円を計上しております。これは、3年ぶりに税率引き上げとなりました売価で1本1円の増分などを見込んでおります。

次に、5項特別土地保有税では、2万3,000円を計上しております。これは、平成15年以降課税停止となり、新たな課税がないことから、滞納繰越分の減分を見込んだものであります。

次に、6項都市計画税では、1億9,258万9,000円を計上しております。これは、固定資産税同様、評価替えによる減分を見込んでおります。

7項入湯税は、681万8,000円を計上しております。これは、平成17年の決算見込みにおける減分を見込んでおりまして、4万5,458人分を予定しております。

第1款の市税は、以上でございます。

- 委員長（川端一義） 企画部長。

- 企画部長（渡邊 悟） 第1款の市税に引き続きまして、予算書11ページから12ページにかけての第2款地方譲与税についてであります。これは、前年度に比べ2億1,231万2,000円、伸び率43.1%の増となっております。これは、

三位一体の改革に伴いまして、本格的な税源移譲が行われるまでの間の暫定措置として交付される所得譲与税が、今年度児童手当、児童扶養手当等の国庫負担率の引き下げに伴いまして、増額となるものであります。自動車重量譲与税及び地方道路譲与税につきましては、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、計上しております。

次に、第3款利子割交付金についてであります。これは預金利子等の収入に課税された税の一部が市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ1,354万6,000円、伸び率で49.1%の減で計上しております。

次に、第4款配当割交付金についてであります。これは一定の上場株式等の配当等に課税される税の一部が市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ2,113万8,000円、伸び率で79.5%の減で計上しております。

次に、第5款株式等譲渡所得割交付金についてであります。これは株式等の譲渡所得に課税される税の一部が市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ127万3,000円、伸び率で20.2%の減で計上しております。

次に、13ページ、第6款地方消費税交付金についてであります。これは消費税等と同様に課税される地方消費税の一部が国勢調査人口や従業員数等で案分し、交付されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度と比較し、伸び率で5.2%の増で計上しております。

次に、第7款の自動車取得税交付金についてでございます。これは自動車取得税の一部が市町村道の延長や面積によって案分され、交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ51万円、伸び率で0.5%の増で計上しております。

次に、第8款国有提供施設等所在市町村助成交付金についてであります。これは自衛隊が使用する飛行場、弾薬庫及び燃料庫等の土地建物及び工作物に対し、固定資産税との均衡を図る趣旨から交付されるもので、10分の7が対象資産の価格の案分により10分の3が所在市町村の財政状況等を考慮し、交付されることとなっております。前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ209万2,000円、伸び率で2.0%の増で計上しております。

次に、第9款地方特例交付金についてであります。これは、平成11年度の恒久減税の実施に伴い交付されてまいりましたが、今年度市税の定率減税が2分の1に縮減されることに伴い、前年度に比べ8,726万9,000円、伸び率で

は43.7%の減で計上しております。

次に、第10款地方交付税についてであります。これは国税の一部を地方公共団体がひとしく行うべき事務が遂行できるよう、一定の基準により国が交付するもので、94%が普通交付税として、残りの6%が特別交付税として交付されるものであります。普通交付税につきましては、前年度交付額及び単位費用等の入れかえ等により前年度に比べ1億8,500万円、伸び率で2.1%、特別交付税は前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、4,800万円、2.8%のそれぞれ増で計上しております。

次に、14ページの第11款交通安全対策特別交付金についてであります。これは交通安全施設の設置や管理に要する経費に充てる目的で設けられたもので、交通反則金の収入が交通事故発生件数等で算定され交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ24万2,000円、伸び率で2.6%の増となります。

次に、第12款分担金及び負担金についてであります。これは養護老人ホーム及び保育所等への入所に係る負担金でありまして、前年度決算見込額から積算した保育児童保護者負担金の増額により、前年度に比べ1,668万2,000円、伸び率で7.5%の増で計上しております。

次に、14ページから15ページにかけての第13款使用料及び手数料についてであります。これは斎場、牧野、市営住宅及び体育施設等各公共施設の利用に係る料金並びに戸籍や各種検診及び廃棄物処理等各種行政サービスに係る料金が主なものでありまして、一部の公の施設に指定管理者制度を導入し、利用料金制を採用したことによりまして、前年度に比べ1,104万7,000円、伸び率では3.1%の減で計上しております。

次に、15ページから17ページにかけての第14款国庫支出金についてであります。これは各種事務事業に係る国の負担分や補助金及び委託金でありまして、前年度に比べ6億6,837万1,000円、伸び率で23.2%の増で計上しております。これは、所得譲与税の説明でも述べましたように、三位一体の改革に伴い、児童・生徒、児童扶養手当の国庫負担率の引き下げにより、約2億4,000万円等の減額となったものの、知事の同意後に交付される電源立地等初期対策交付金9億8,000万円が国からの直接交付となるため、大幅な増となったものであります。

次に、17ページから20ページにかけての第15款県支出金についてであります。これも各種事務事業に係る県の負担分や補助金及び委託金でありまして、前年度に比べ5億8,017万6,000円、伸び率で37.2%の増で計上しております。これは、電源立地等初期対策交付金が国庫支出金に変わったことで減

額となったものの、前年度電源立地地域対策交付金の一部を消防活動提供事業として下北地域広域行政事務組合へ活用をお願いしていたものを、今年度は下北医療センターへの活用に変更したこと等で約4億8,000万円の増となったこと、また税源移譲に伴う措置として、保険基盤安定負担金の県負担分が約1億4,000万円の増となったもの等によるものであります。

次に、第16款財産収入でございますが、これは土地建物及び市有牛等の貸し付けに係るものや、市有地、市有牛及び乾牧草等の売り払いに係るものでありまして、脇野沢庁舎跡地の売払収入等も見込み、前年度に比べ7,655万3,000円、伸び率37%の増で計上しております。

次に、21ページ、第17款繰入金についてであります。前年度でウェルネスパーク整備事業及び産業振興拠点施設整備事業が終了したこと等により12億5,659万8,000円、伸び率では84.6%と大幅な減で計上しております。また、本年度は税源の不足分として財政調整基金を繰り入れるほか、下北駅前広場整備事業及び脇野沢庁舎建設事業にそれぞれの目的、基金から繰り入れるものであります。

次に、21ページから23ページにかけての第18款諸収入についてであります。これは地域総合整備資金貸付金の元金収入のほか、中小企業業者への資金融資のための原資貸付金及び一部事務組合下北医療センターへの貸付金元金収入並びに他の地方公共団体等の事務の受託に伴う事業収入、その他いずれの款にも属さない収入等でありまして、前年度に比べ8億8,242万8,000円、伸び率では28.2%の減で計上しております。これは、電源立地等初期対策交付金が前年度に比べ8億4,000万円増額となったこと等によって、保育サービス提供事業、消防活動提供事業、あるいはウェルネスパークの施設運営費等ソフト事業への充当を増額したことや、退職者の一部不補充による職員数の削減、市長、助役、収入役及び教育長の給与削減及び管理職手当の減額等に取り組むこととしたことにより、前年度計上した収支不足額の解消が図られ、12億5,659万3,000円の減額、さらに脇野沢庁舎移転補償費で1億3,921万9,000円の減額となりました。一方、むつ総合病院の運営に電源立地地域対策交付金の一部を活用することとしておりますが、交付金の歳入が年度末でなければ収入されないため、この間の資金繰りに窮することとなることから、この措置により病院運営に支障が生じないように、交付金充当額と同額の6億円をさらに年度内貸し付けすることとしたもので、この元金収入の増額を見込んだこと等によるものであります。

次に、23ページから24ページにかけての第19款市債についてであります。臨時財政対策債は地方財政計画の伸び率を、減税補てん債は定率減税の縮小

分を勘案して計上しましたほか、普通建設事業の財源として起こしたものの等を合わせ、前年度に比べ2億730万円、伸び率では12.7%の減で計上しております。この結果、歳入の総額は歳出と同額の285億3,800万円となり、前年度に比べ5億7,000万円、伸び率では2.0%の減となりました。

以上で歳入の説明とさせていただきたいと思います。なお、ただいま概略説明ということでございましたが、詳細につきましては財政担当の方から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（川端一義） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣委員。

○委員（横垣成年） 2点ほどお願いします。

まず、10ページの市税のところ個人というところが1億2,000万円ほどふえていまして、大体平成17年度の収入予測はどのくらいなのかというのをお聞きしたいと思います。何かあってこのくらい1億2,000万円ふえたのかどうかというのを知りたいためであります。

あともう一点であります。三位一体改革という表現があちこち聞こえてくるのですけれども、大体総額として三位一体改革で税源移譲は平成18年度はどのくらいの額になるものか、そこをよろしくお願いいたします。

○委員長（川端一義） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） お答えいたします。

一応決算見込みということで、個人市民税は18億4,900万円ほど予定しております。4月、5月の決算整理がありますので、今のところ確たる数字ではないのですけれども、一応見込みとしてこれくらいになるだろうと予定しております。

それから、税源移譲の関係ですけれども、一応所得譲与税ということで、税源移譲は実質は平成19年度からの予定でございますので、今現在の所得と市税との移譲というのではまだ出せないというところでございます。

以上です。

○委員長（川端一義） 横垣委員。

○委員（横垣成年） 最初の個人の市民税のところではありますが、平成17年の決算見込みが18億4,900万円ですと、実際予算では1億2,000万円ふやして計上しておりますので、この理由をお聞かせ願いたいと思います。人口は減る方向でありますので、なぜこういうふうにならぬという予算になるのか、そこをお願いします。

○委員長（川端一義） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） 定率減税がありまして、それで1億円ほどふえるということになります。あと、均等割が昨年2,000円から3,000円にな

りましたので、そのふえた方が6,000人ほど、細かい数字はちょっとあれなのですけれども、相当ふえておりまして、その増も入っております。

以上です。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。柴田委員。

○委員（柴田峯生） 私は、21ページの市有地売払収入、脇野沢庁舎の移転に伴う跡地の売買が入っているということなのですが、実は市有地の売却につきましては、監査委員の定期監査によりますと、財産の管理状況につきまして、早急に整備するようという指摘が出されており、また行政改革実施計画を見ますと、これは5ページの（3）の3番目に市有財産の整理処分と。遊休資産を処分することを今年度から実施すると、ずっと矢印で平成21年度までついております。逆に集中改革プランを見ますと、9ページの歳入確保策、未利用財産の売り払い等は全く記入がありません。さらに、12ページの歳入確保策も同じく未利用財産の売り払い等が未記入になっているわけです。一体財産の売り払い、現状で可能というものがどの程度推測されているのか。調査をしなければわからないではなくて、今年度から実施すると行政改革大綱では示しているわけですから、その推測できる規模あるいは金額的なものがあればご説明いただきたいと思います。

○委員長（川端一義） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

まず、歳入で見えております用地につきましてお話しいたします。一つは、旧海老川町の市営住宅用地でございます。面積にいたしますと約5,700平米でございます。それから、旧消防署跡地、これが1,000平米ほどございます。それから、先ほどお話がありました脇野沢庁舎の用地4,400平米、それから脇野沢庁舎の市有地、道路改修のために平成18年度に買収、売り払いいたします。それが1,500平米ほど。この四つを今回予算計上してございます。それ以外にも細かい土地はあるわけですが、現在のところ売買できるような、計上になっていないということで、これから細かい精査をしていかなければなりませんけれども、今後の課題かと思っております。

以上でございます。

○委員長（川端一義） 柴田委員。

○委員（柴田峯生） 消防署の跡地に関しましては、この間もお尋ねしましたので、できるだけ早く処分する方が景観のうえからも適切なもので、進めていただきたいと。

あと、細かい部分なども各旧4市町村の分でいろいろあると思います。それを早急に整理をして、処分できるものは処分するというような考えを持っ

ていただきたいと思えます。特に後の議案に出てくる用地造成、未解決の十何億の借り入れに係る資産については早急に処分できる方法をあわせて工夫すべきだということを要望して終わります。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。坂井一利委員。

○委員（坂井一利） なぜ予算にのっていないのかということなのですけども、旧川内町第三セクターの川内リゾート開発、これは行政大綱とか改革とか、そういうふうな資料の中には平成17年度実施と、これは第三セクターから民間移譲という形になっておるわけなのです。第三セクターで旧川内町は1,000万円出資しているわけなのです。その1,000万円の出資金はその後どうなったのか。いつそれが協議されて、そのままになっているのか、それとも1,000万円が返ってくるのか。平成17年度実施になっていますから、もしも返ってきているのであれば、予算の方に計上すべきだと思うのですけれども、その辺のところお尋ねします。

○委員長（川端一義） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

川内リゾート開発株式会社の件につきましては、合併後市にその株式等も移管させていただきます。それで、昨年9月におきまして、取締役会議が開催されてございます。坂井一利委員もその中身については恐らくおわかりかと思えます。それで、この株式については、できるだけ処分したいということで、その取締役会議の中では、株式の増資をそれぞれの株主の方に要請してございます。その中でその株式持っている方の、むつ市も入っているわけですけども、この増資については受けられないということで返事が返ってございまして、それ以後取締役会議が開かれまして、そうなのであれば、これ会社名言ってよろしいのでしょうか、青森ロイヤル株式会社がこの株式を全部引き取りたいということで、その引き取る場合については10分の1で引き取りたいと、価値もないということで取締役会で決定されてございます。それで、株を持っている方は9団体あるわけですけども、むつ市を除きまして、この10分の1で譲渡しようということで、むつ市を除く8団体等におきましては譲渡するというので文書が出てきております。市といたしましても、これが市長の決裁を仰いで10分の1で譲渡した方が現時点では得策でないかということで今協議中でございます。会社の方からは、株式譲渡依頼書という文書が入ってございます。これを受けまして、うちの方も10分の1で譲渡したいと。むつ市の場合は、200株持っていますので、1株5万円ということですので、100万円ほどの歳入が見込めると。現時点では予算化しておりませんが、この株式譲渡依頼書の文書を出した時点で100万

円の歳入が見込めますけれども、現時点でまだそういう手続をしておりませんので、早急にしたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（川端一義） 坂井一利委員。

○委員（坂井一利） おおむねはわかったわけなのですが、では900万円消えてしまうわけですねよね。えらい損害なのですね。一日も早くそっちの方も処理してもらいたいわけなのですが、本来旧川内町議会において、これは覚書により一切迷惑、損をかけないという流れでやられてきたものでありまして、その約束等は引き継いであったのかどうか、どうなったのでしょうかと、その辺もお伺いします。

○委員長（川端一義） 助役。

○助役（田頭 肇） お答えいたします。

新市としての引き継ぎを受けております。その中のやりとりは、株主として、旧川内町としては損失補償、それから担保等の提供者にはなりませんという覚書を交わしております。

以上です。

○委員長（川端一義） 坂井一利委員。

○委員（坂井一利） まだ説明がちょっと足りなかったような気がするのですが、これから撤退したということは、第三セクターでやっておられても、プラス面が余り見込めないという結果のもとに国と一緒に官から民へという考え方でやりになったのか、その辺二つのことを。できませんか。撤退の理由だけでいいです。

○委員長（川端一義） 暫時休憩いたします。

午前 11時00分 休憩

午前 11時10分 再開

○委員長（川端一義） 休憩前に引き続き会議を開きます。助役。

○助役（田頭 肇） お答えいたします。

昨年の、平成17年9月の取締役会において議決されております内容が、主体会社、この実質上取締役の中での主体会社といたしますが、青森ロイヤル株式会社の要請がございまして、全株を取得いたしたいと、そういう提案がありました。この要請について、そのほかの全取締役において譲渡をすることで満場一致で議決されております。その売却価格については、持ち株の1割、先ほど申し上げましたとおり、新市に引き継いだ出資額は1,000万円でございますので、その1割ということでは100万円ということになりますが、お

話のように、この会社においての実態が債務超過で整理したいと、そういう要請のようでございます。債務超過ですので、いろいろほかの出資団体にさらなる手助けをお願いしたいということの思いもありましたでしょうが、新市としてはこの際譲渡して精算したいと。ただし、せせらぎ荘に、このセクターの財産としては温泉の提供がございますので、その継続を前提に減資に応じたの手続をとりたいと、こう今のところ考えております。これから最終的に市長の決裁をもらう予定でございます。

以上です。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。杉浦洋委員。

○委員（杉浦 洋） まず、13ページの地方交付税についてお尋ねします。余り得意分野でないので、ごく初歩的なお尋ねになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

先ほど企画部長の説明では、伸び率につきましては普通地方交付税が2.1%、特別交付税が2.8%というようなことはわかったのですが、提案理由の中で普通地方交付税については、合併による影響というものも加味しているということを述べております。合併効果といいますか、その増加分というのはどれくらいを見込みましたかということが一つと、その場合、合併協議会のときにも議論されましたけれども、合併支援策として言われていました21億9,000万円の部分なのかどうかということです。また、特別交付税につきましても、これも施政方針の中で合併ルール分ということを含めて平成16年度に比べ増額になるものと試算していると、このように述べておりますので、合併ルール分というものをどれくらい見込んだのか。いわゆる特別交付税につきましては、この性質上、分けるというのは非常に難しいというのは理解しているのですけれども、もしその部分がおわかりになりましたらお知らせ願ひたいと思ひます。

そして、前段に申し上げましたように、この合併支援措置として予定しておりました21億9,000万円、これ今までどれだけの額がむつ市の事業に交付され、そして平成17年から平成19年までの間に合計21億9,000万円ということでございますので、それを今後どういう形の事業に予定しているのかというところをわかりましたら。

それと、私耳が遠くなって、企画部長の答弁、ちょっと早い部分がありますので、ゆっくりとご答弁願ひたいと思ひます。

次に、歳入の14ページ、第13款使用料及び手数料の中にも、23ページの第18款諸収入の中の雑入にも水産加工センターからの歳入が見受けられておりませんので、この経緯についてお伺ひいたしたいと思ひます。

再三にわたり、委員長より質疑にとどめるようにとのご指導をいただいておりますが、質疑の内容を皆さんにご理解いただくうえで、簡潔に申し述べますので、合併以前に申し合わせた村長、議会、担当職員、事業受託者の4者の合意事項の説明をすることをお許しいただきたいと思っております。長くなると思われましたので、文書で書いてきました。

長年にわたって多額の一般財源を投入しながらも、地域の雇用の場の確保、地場産業の育成という目標を掲げて旧村直営で運営しておりました水産加工センターが、財政が逼迫し、事業の継続が難しくなったとき、平成16年1月19日より4月19日までの約3カ月間で計11回余りの会議を重ね4者合意したのが、民間に業務を移譲するに当たり、内部のパソコンや事務用品を無償譲渡するとともに、保有していたフォークリフト、トラック等数台を安く譲渡し、さらに使用料も取らないことを条件に以後旧村は一切の経費の支出はしないということであったと私は理解しております。そういう意味からも、歳出に盛られておりました268万1,000円は、何らかの形で歳入に盛られるべきものと私は認識しておりますので、その点の内訳の部分につきましてご答弁願いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（川端一義） 企画部財政調整監。

○企画部財政調整監（近原芳栄） 1点目の交付税に関して答弁したいと思います。

合併による効果ということで、需要額として合併補正、これが1億3,000万円、これが5カ年続きます。それと、本来であれば普通交付税の算定におきまして、新市、いわゆる人口でいいますと6万7,022人で一本で算定になりますが、合併に伴って合併算定替というものがございまして、それは、旧4市町村の人口ごとに再計算します。そうなれば、当然いわゆる人口で申しますと、むつ市が4万9,341人、それから旧川内町が5,747人、それから旧大畑町が9,159人、旧脇野沢村が2,775人というふうな旧人口単位で計算いたしますので、例えば行政単価ということで段階補正というものがそれぞれ適用になりますので、必然と個々に旧4市町村単位で計算した方が多くなります。これの積み重ねがいわゆる合併算定替というふうなことで、平成17年度におきまして、需要額として12億7,000万円ほどいわゆる増加要因というふうなことになってございまして、合併による効果ということで、ちょっと資料を持ってきておりませんが、十分この中で含まれるものと思っております。

以上です。

○委員長（川端一義） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） 第2点目の水産加工センターに係る収入ということ

でお尋ねございました。23ページの私用電話料外1,918万5,000円の中に水産加工センター生産機器使用料として93万1,000円、これが含まれております。これが移行する際には相当数協議があったようでございますけれども、昨年合併した後4月1日に、この施設、正式名称はむつ市脇野沢水産物処理加工施設管理運営委託契約書、これを締結しました。それで、その中に施設の維持管理に要する経費については乙、つまり水産加工センターわきのさわが負担するという、それは平成16年度から引き継ぎながら同じような内容となっております。この施設の管理運営に要する経費というのは、水道代、電気代、それから施設として付加価値を高めるための備品購入代、そういったものについては水産加工センターが負担すると解釈しております。歳出の関連で言いますと、水産振興費の水産加工センター管理運営費268万1,000円ということで計上しておりますけれども、この内容は企業組合水産加工センターわきのさわに対する運営費の補助というような性質のものではございません。むつ市の行政財産であります水産物処理加工施設、この施設を維持管理するためにむつ市が当然に負担すべき経費ということです。その負担すべき経費というのは公の施設、他の施設も同じですけれども、行政財産が設置されている場所の賃料だとか、これは県の所有地でございますので、漁港占用料ということになります。あるいは施設と一体となっているもので、経年によって老朽化している箇所を手当てをしなければならない箇所、そういったものの修繕料、これについては大家でありますむつ市で負担するという内容でございます。ただ今、委員の方から指摘されました過去の経過もございますので、公の施設、行政財産の持ち主と委託先との経費の負担のあり方、そういったものを類似の施設、他の地区の例も参酌しまして検討したいと思っております。

○委員長（川端一義） 杉浦洋委員。

○委員（杉浦 洋） 交付税につきましては、確実に合併効果はあったというところえ方でよろしいのかなと思っておりますので、それは終わります。

次に、二つ目の水産加工センターの問題なのですが、今までの経緯をわからないままに非常に厳しい対応を迫られている経済部長の立場も十分理解できます。ただ私どもとしては、例えば条例違反してはならない契約事項であったとしても、両者にとってどうすることが、そして地元にとってどうすることがいいのかという思いで先ほどの4者合意というのはなつたと、業者の方には地元雇用に努めて、地元の食材を利用して、製品を利用して、そしていっぱい稼いでくださいと。ただ、もう我々としては財政支援することはできませんから自分でやってくださいという思いだったので、その思いが合併の混乱に乗じまして、うまく担当部署に伝わらなかった

など、そういう思いはしております。

そして、また当然こちらの方としては法令遵守という、その精神のもとでそういう対応をとらざるを得なかった経緯もまた十分理解しますし、そこら辺まで詰めて契約に持っていかなかった自分たちのミスもまた今認めなければいけないのかなと、そんな思いはしております。ただあの施設、確かに今後ますます多くの修繕費が出てきます。そうすると、ますますむつ市の一般財源の投入が必要になってきます。そこで、改めて意見として申し述べ、担当部の見解を聞きたいのですけれども、水産加工センターの施設内における機械器具、備品の市の負担、受託者の負担の区分けはきちんと行われているのか。やられているとしたらならば、いつごろ行われたのか。さらに、今後ただいま申し上げたように、むつ市が負担しなければならないと思われる修理、補修費の積算はしていますか。そして、これらのことがすべて行われているとするならば、これらの資料を公開していただけるのかどうかということです。

そして、公共の財産を無償で貸し付けするという根拠には公共的団体だという認識があると思うのです。しからば、地方自治法第157条第1項「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる」、さらに第2項では、「前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる」。私は今後、この水産加工センターの問題について、議会でいたずらな議論をしないためにも、協同組合水産加工センターわきのさわが地域の雇用の場の確保並びに地場産業の育成のために貢献していることを市民にひとしく知らせるべく手段の一つとして、また公共的団体として、公共の施設を無料で貸し付けし、今後ますます発生することが予想される多額の維持補修費を市の一般財源で賄うことを正当化し、市民の理解を得る観点からも、同組合に事務の報告をさせ、書類及び帳簿の提出を求めるべきと思うがいかがですか。もし既に行っているとするならば、その提出されている書類及び帳簿が正確であることを専門家に調べてもらって万全を期すべきと思いますが、いかがですか。さらに、それらの帳簿、書類は公開するお気持ちはありますか。

一つの例でございますけれども、脇野沢地区のある施設では、今回指定管理者になりましたけれども、なる以前から、会計報告を進んで広報に入れて開示しております。そういう例もございますので、よろしくこちら辺のお考えを聞きたいと思います。

最後になりますけれども、市長は今定例会の一般施政方針の中で、「悪しき潮流に身をゆだねて努力を怠る愚を繰り返してはならない」と述べております。この言葉は、組織、職員に対してだけに向けられたものではなく、指定管理者及び管理受託事業者に対しても向けられた戒めの言葉だと私は認識しております。また、そういう過去の違法な契約を結んできた我々や私、議員に対しても本当の戒めの言葉だと思っておりますので、その点をご理解していただいて、ご答弁願いたいと思います。

○委員長（川端一義） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） ご答弁申し上げます。

まず第1点の備品等のものがございますけれども、平成4年から平成13年度までさまざまな備品が入っております。そういったものは、当然のごとく旧脇野沢村、それを引き継いだむつ市の財産、備品でございます。平成16年度に移行されて以来の備品購入は水産加工センターわきのさわで購入されたという話は聞いていません。それから、移行してから旧脇野沢村、あるいは新むつ市に引き継いでから備品を購入している形跡はございません。

それから、何か非常に難しいことを求められましたので、的確には恐らく話せませんけれども、まず帳簿等ということでございます。管理委託をしておりますので、事業終了後30日でしたか、その管理委託契約書に基づく期間内に実績報告書は出させております。

あと、水産加工センターに係る諸帳簿等ということがございますけれども、確かに私どもの方は行政財産を管理委託はしておりますけれども、企業組合、先ほど杉浦洋委員は協同組合と言われましたけれども、平成16年度の途中に県の指導がありまして、企業組合という名前に名称がえになっております。それぞれ団体でございますので、すべての面をありとあらゆる帳簿を出せというわけには、これはまいらないと思いますし、必要な部分については私ども現地に行きまして、理事長ほか聴取はいたしております。私と水産課長と、その当該施設には相当足しげく通いながら事情聴取をしております。よろしいでしょうか。

○委員長（川端一義） 杉浦洋委員。

○委員（杉浦 洋） 今初めて協同組合が企業組合になったということを伺ったわけですが、この違いがどうかということも、今の段階で私はわかりませんから、その問題は置いておいても、よく言われるように、私がいろいろ申し上げたこと、はっきり申し上げまして、担当部としては非常に難しい問題だと、そう私も認識しております。ただ、今指摘したことを今後検討していただく、必ずやらなければならないということではなく、私が指摘したこと

をとりあえず検討してみるという気持ちを伺いたいと。私どもとしては、一つの企業でございますから、未永く継続してもらいたいし、そして地元の漁家の方々の生産するホタテ貝を買ってもらいたいわけですが、ただいかにせん経費がかかります。そういう問題を考えておりますので、きちんとした形にってもらいたいと。そしてそれは必要なのだよというようなことを皆さんに認めてもらわなければ、近い将来必ず、経営については問題になると思うわけです。

そこで、一つだけ認識の違いについてちょっと指摘しておきたいのです。いわゆる経営を変えてから買う備品は受託者負担ですよ、以前からある公の施設にかかわるものについてはむつ市が負いますよと。私たちの認識はそうではないです。すべての内部のものは事業者が負担してください、維持補修も、という約束だったのです。ですから経済部長、今ここで私だけの意見を聞いても答弁はできないと思いますから、その当時の議会事務局長が今経済部にあります。最後の担当課長がむつ市脇野沢農業振興公社にあります。また開会中で、ほかの議員の方々も出ております。それらの方々からもいきさつ、事情を聞いて、私がひとりよがりだと思うのでしたら、それをご指摘いただければ改めます。私はそうではないと思っています。ただ最後に、そういう指摘したことを検討してみる気持ちがあるのかどうかだけお伺いいたします。

○委員長（川端一義） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） 一番最初にお答えしましたとおり、公の施設、行政財産の経費負担のあり方につきまして検討させていただくということでございまして、検討しなければならない事項なのかなというふうに考えております。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。大澤委員。

○委員（大澤敬作） まず第一に助役にお尋ねしたいのですが、先ほど坂井一利委員が質疑したように、川内リゾート開発の問題で青森ロイヤル株式会社が第三セクターを取り仕切っていると。こういうことで、旧川内町では1,000万円の出資金を出して、面積は450ヘクタール、ゴルフ場が48ホール、1日8,000人お客が来ないと間に合わない。スキー場、スキーの三浦雄一郎先生が来て、これは国際的なスキー場になるという、そういう話までした経緯があります。旧川内町の住民は、_____そのリゾートに反対をしまして、有権者の過半数を超えて多数を得ました。そういう経緯もあるし、あるいは温泉もせせらぎ荘にいつているということだけでも、地元の人もそこで自分たちが入れるような施設もあるので、その点をご検討願

って、本当に住民が納得のいくような、そういう方向で対応願いたい。この点は要望をしておきたいと思います。

次に、10ページの固定資産税の問題でお尋ねをします。川内町は、軒下から国有林です。旧4市町村のうち一番国有林の面積が多いのは旧川内町です。そういうところで、合併前には国有資産の交付金、これは国有林から来ていると、それがのっていない。この10ページにのっているのが、国有資産のものなのかどうか、その点を答弁願いたいと思います。

○委員長（川端一義） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） お答えいたします。

ただいまの交付金の中に旧川内町の国有林野分がのっていないのではないかとということですが、交付金の中には11の団体の交付金がすべてのっておりますので、川内地区の分もこの中に計上されております。

○委員長（川端一義） 大澤委員。

○委員（大澤敬作） そういうことであれば、後で適正かどうかというようなものは検討させてもらいますけれども、答弁を参考にさせてもらいたいと思います。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。千賀委員。

○委員（千賀武由） 簡単に2点ほどひとつお願いしたいと思います。

まず、10ページ、11ページの歳入第1款の市税でございますけれども、1項市民税から6項都市計画税までの滞納繰越分についてお伺いしたいと思います。これらの市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、都市計画税の滞納繰越分を合計いたしますと、8,547万3,000円がございます。納入されないのだから仕方がないといえばそれまででございますが、それでは滞納額がふえていくばかりだと思っております。

そこで、これら滞納額についてどのようにとらえているか。これからどう対処していくか、そういう基本的な方針がございましたならばお聞かせを願いたいと思います。

それから、第13款使用料及び手数料の関係でございますけれども、その中の商工使用料のふれあい温泉川内についてちょっとお伺いしたいと思います。私も薬研温泉だけでなく下風呂温泉とか、この川内の温泉にもよく行くわけでございますが、このふれあい温泉川内も好きな温泉の一つでございます。そこで、このふれあい温泉川内に行きますと、カメムシが大量にいるのには驚きます。せつかくいいふろにつかって、気分よく上がっても、脱衣所とか休憩所とか、外の窓にかなりのカメムシがついておりまして、非常に気分のいいのが半減をしてしまいます。薬研地区では昔ですか、10年ぐらい前

ですか、毎年カメムシの駆除をして効果を上げたことがございます。ふれあい温泉川内につきましても、入浴愛好者、そして観光客の印象をよくするためにも、このカメムシの駆除対策をしていただけないかお願いしたいのですが、いかがでございましょうか。この2点についてお伺いしたいと思います。

○委員長（川端一義） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） お答えいたします。

千賀委員おっしゃるとおり、滞納繰越分は8,500万円ほど計上してあります。それで、滞納対策につきましては、先ほども横垣委員の質疑にありましたとおり、平成17年度になって、今までむつ市は10期割でしたけれども、それを6月から1月までの8期割としております。それで、2月から5月までの4カ月間でもって現年分を主にして滞納整理も含めて対策をとっているところです。ただ、これまでの合併協議会の分科会などで、収納体制というものはまだまだ旧4市町村の中でそれぞれのやり方もございましたので、現年分につきましては、旧4市町村それぞれの滞納整理をしていただくと。現年分についてはお願いして、あと過年度滞納分につきましては、本庁の方で取り扱いするということでございます。4月、5月の期間に応援体制を組みながら、ただいま申告（受付期間）中でございますので、分庁舎の皆さんは今、申告が主であります。申告が終わってから本庁と協力体制を組んで、とりあえず平成17年度分の回収に当たるということでございます。

平成18年度に計上してある額でございますが、5月の出納閉鎖が終わってから6月に入って、これまでの収納対策をさらに見直して、ベテラン職員と新人職員をあわせて研修等を重ねて、さらに充実した滞納債権回収に努めたいと考えております。

○委員長（川端一義） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） お答えいたします。

ふれあい温泉川内にかかわるカメムシの駆除ということでございました。カメムシが大量に発生するのは毎年なのか、あるいはふれあい温泉川内周辺だけなのか、そういったものの実情把握がまず必要だと思います。川内庁舎産業振興課長とも相談しながら、その対策を実情把握したうえで検討してまいりたいと思います。

○委員長（川端一義） 千賀委員。

○委員（千賀武由） カメムシの方については、よろしくお願ひしたいと思います。

市税の方の関係ですけれども、ただいまのお話で理解はできるわけですが、これら税金については口座振替とか納税貯蓄組合等々で全部納め

てもらえれば一番いいわけなのです。例えば旧むつ市時代実施したことがあるか、私はちょっとわからないのですが、この滞納整理のため特別徴収委員会とか、徴収対策特別本部とか、名称はお任せするわけなのですが、その設置について提言をさせていただき、その考え方を伺いたいと思います。現在は、税務課の職員が中心となって収納に努力していると私は思うわけですが、この税務課の職員だけでなく、全庁的な取り組みにすることも一つの策ではないかと考えるところでございます。例えば二、三カ月を期間として、管理職全員がこの委員などとなり、税務課職員の方々も入って班をつくり、夜間なり休日を返上して、夜間なり休日を返上した場合は、当然振替休日は必要かと思いますが、そういうことで整理に取り組んだら、その実も上がるのではないかと思うところでございます。今私が提言したことにつきまして、設置をして実施してみるお気持ちがないか、そののところをお伺いをしたいと思います。

○委員長（川端一義） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） お答えします。

特別対策会議というのは、検討したことがございます。ただし、税務課内部でまだまだやることのあるのではないかと。管理職の皆さんにお願いする前に、自分たちでやり残していることがあるのではないかとということもあります。それから、管理職の皆さんといっても、すべてが税に対して精通しているわけでもないですので、訪問催告とか電話催告でお願いはできますけれども、やっぱり税をある程度経験していないとなかなか難しい面もあります。今のところ税務課サイドですべてやって、それでも足りないときにはお願いしようかなというところで、とりあえず税に関しましては、毎月1回、旧4市町村でもって税務事務の打ち合わせをやっておりますので、その中でもって対策会議を必要なのかどうかという話し合いもしてございます。

それで、本庁税務課の内部では、一応2年以上滞納額が50万円、そういう方々につきましては、特別滞納整理班というのを設けておりまして、そちらの方で差押えの強化等、該当するものがあればやっていくと。特別滞納整理班というのを内部で組織してございます。

以上です。

○委員長（川端一義） 千賀委員。

○委員（千賀武由） 今の税務調整監の答弁でまた認識したわけですが、私が先ほど提言した中でも旧大畑町で数年前に実行したことがございます。それなりの効果、実績もあったようでございますので、ぜひ収納率向上のため、市民の負担公平の原則からもいろいろな対策を講じてくださるようお願いし

て終わります。

○委員長（川端一義） 昼食のため休憩いたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長（川端一義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川端一義） 質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

以上で議案第39号に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。横垣委員。

○委員（横垣成年） 議案第39号 平成18年度むつ市一般会計予算について反対討論を行います。

本予算は、赤字というものを解消するために努力している予算でありまして、その点については大変評価をさせていただきたいと思っております。しかしながら、これは国の進める施策でどうしようもないものでありますが、定率減税廃止というのに合わせてこの予算はつくられていて、市民税がふえるということになっております。

あと、国民保護法というものについても憲法違反であるという点で、私たちはこの議案の提出はするべきでないというふうに主張しております。しかしながらこれについての予算も計上されております。

そして、しもきた克雪ドームとか来さまい館、これについては一切一般財源を使わないという説明にもかかわらず、少ない金額ではありますが、むつ市の一般会計から出ているということもあり、本予算については賛成はできないということで反対討論をさせていただきます。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長（川端一義） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川端一義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者46人、起立しない者4人）

○委員長（川端一義） 起立多数であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第40号 平成18年度むつ市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（高橋 勉） それでは、議案第40号 平成18年度むつ市国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

8、9ページの総括表をごらんいただきたいと存じます。まず、予算編成に当たりまして、積算の基礎数値となります年間平均国保世帯数を1万5,100世帯、年間平均被保険者数を3万50人と見込みました。その結果、前年度と比較しまして4,865万円の増、率にして0.8%増の歳入歳出とも62億1,221万円とする予算案であります。

順序が前後しますが、本会計の性質上、歳出からご説明申し上げます。予算書の14ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、第1款総務費は、総務管理費、運営協議会費及び趣旨普及費であります。総務管理費では、制度改正に伴います高額療養費支給システムの購入を予定しておりますことから、前年度と比較いたしまして690万4,000円の増となっており、第1款総務費合計では前年度と比較いたしまして643万3,000円、40.5%の増となっております。

次に、15ページから16ページ上段の第2款保険給付費は、療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費であります。保険給付費の約90%を占める1項療養諸費は、実績を踏まえつつ、厚生労働省から示されました方式で積算いたしておりますが、前年度より約7.2%の増となっております。また、出産育児諸費では、ことし平成18年10月から出産育児一時金が30万円から35万円に5万円引き上げられる予定でありますので、それを見込んでおります。この結果、第2款保険給付費合計では、前年度と比較して2億6,417万4,000円、6.5%の増となっております。

次に、16ページの第3款老人保健拠出金は、前年度と比較して1億5,698万9,000円、13.1%の減となっておりますが、これは平成14年10月から保険者の拠出割合が段階的に軽減されていること、また老人保健の対象年齢が70歳から75歳に引き上げられたことにより、結果として老人保健対象者が減少したことによるものであります。

同じく16ページの第4款介護納付金は、40歳から64歳までのいわゆる第2号被保険者に係る納付金でありまして、社会保険診療報酬支払基金から示されました概算納付金に前々年度の精算額を加えた額で、前年度と比較して667万5,000円、1.3%の減となっております。

同じく16ページの第5款共同事業拠出金は、県国保団体連合会が実施いた

します高額医療費共同事業に対する拠出金であり、80万円を超える医療費が対象となるものであります。拠出額は、事業主体であります県国保団体連合会から示されますが、基準額が70万円から80万円に引き上げられたことから、前年度と比較して3,383万6,000円、20.5%の減となっております。

次は、17ページの第6款保健事業費は、被保険者の健康づくりと疾病予防のための経費でありまして、前年度と比較して1,679万8,000円、32.8%の減となっております。この減の主な理由は、出産資金貸付金の減であります。出産育児一時金を市から直接医療機関に支払う受領委任払い制度を平成17年度から開始したことにより、借り入れ希望者が減少したことによるものであります。

同じく17ページの第7款基金積立金は、前年度と同額を計上いたしております。

同じく17ページの第8款公債費は、一時借入金に対する利息であります。前年度と同額を計上いたしております。

次は、18ページの第9款諸支出金であります。1項償還金及び還付金加算金は、社会保険加入判明、国保遡及喪失等による国保税の還付金等であります。前年度と同額を計上いたしております。

2項繰出金は、直営診療施設への繰り出しのための科目設定であります。同じく18ページの第10款予備費は、医療費の不測の事態に備えるもので、1億833万3,000円を計上いたしております。

次に、歳入についてご説明をいたします。10ページをごらんいただきたいと存じます。第1款国民健康保険税は、18億8,132万6,000円で、前年度と比較して2,225万8,000円、1.2%の減となっております。これは、地域の経済情勢や実績を踏まえて見込んでおります。なお、一般被保険者の現年課税分の収納率は87.5%と見込んでおります。

同じく10ページの第2款使用料及び手数料は、税の督促手数料として前年度と同額を計上いたしております。

次は、10ページ及び11ページの第3款国庫支出金は、一般被保険者分療養諸費等の係る定率の国庫負担金、高額医療費共同事業負担金及び国庫補助金としての財政調整交付金ですが、三位一体改革により国から県への移譲が行われ、平成17年度から定率国庫負担の削減と県調整交付金が創設され、定率国庫負担については平成18年度さらに削減されること等から、この国庫支出金合計では前年度と比較して6,546万5,000円、3.2%の減となっております。

次は、11ページの第4款療養給付費等交付金は、退職者被保険者の増加により医療費が大きな伸びを示していることから、前年度と比較して2億838万

9,000円、21.3%の増となっております。

同じく11ページの第5款県支出金は、高額医療費共同事業負担金及び県調整交付金ですが、第3款国庫支出金でもご説明申し上げましたが、国庫負担金の削減により、県の普通調整交付金の交付率が4%から6%に引き上げられますことから、県支出金合計では前年度と比較して1億3,130万3,000円、65.3%の増となっております。

同じく11ページの第6款共同事業交付金は、県国保団体連合会が実施する高額医療費に係る再保険事業から交付されるものですが、平成17年度は70万円を超える医療費について、それを超えた額の10分の6が交付されておりましたが、平成18年度からこの基準額が80万円に引き上げられるため、前年度と比較して2,863万8,000円、15.8%の減となっております。

次に、12ページの第7款財産運用収入は、財政調整基金運用利子収入及び国保金庫出資金利子収入ですが、前年度と同額を計上いたしております。

同じく12ページの第8款繰入金は、財政調整基金及び一般会計からの繰入金ではありますが、財政調整基金は歳出に対し歳入が不足する額2億6,432万4,000円を取り崩して繰り入れするものであります。また、一般会計繰入金は、法定の保険基盤安定繰入金等であります。繰入金合計では、前年度と比較して1億6,927万4,000円、20.4%の減となっております。

同じく12ページの第9款繰越金は、前年度と同額、名目計上いたしております。

次に、13ページの第10款諸収入は、出産資金貸付金元金収入及び第三者行為納付金等の雑入ではありますが、歳出第6款でご説明申し上げましたように、出産資金貸付予定額を減額したため、貸付金現金収入も減となっております。諸収入合計では、前年度と比較いたしまして540万7,000円、36.9%の減となっております。

以上、平成18年度むつ市国民健康保険特別会計予算の概要をご説明申し上げます。なお、ご質問により細部にわたります事項の説明につきましては、担当課長からもご説明することをお許し願いたいと存じます。

以上で終わります。

○委員長（川端一義） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。慶長委員。

○委員（慶長徳造） 保険税の収納率についてお伺いいたします。

税の収納率については、一般会計の方で千賀委員もお話し申し上げて、その回答も出ているわけですが、ただ保険税の場合には市税と全く違う性格を有しておるものですから、これについてお聞きしたいと思います。

まず、保険税の現年度分の収納率が87.5%でございます。それから、滞納

繰越分については9.1%と、こういうふうになっております。これは、少し低過ぎるのではないか。例えば87.5%といたしますと、100人納める人があれば、88人ぐらいから納めてもらえると、残りの12人からは入らないと、そういうふうにも考えられるわけでございます。それから、滞納繰越分については、100人あるとすれば9人ぐらいしか納まらなないと、こういうふうになるわけですが、これは税の公平からいっても低過ぎるのではなからうかと、こういうふうに考えます。もしこれを市民の方が見ましたら、いや、それはちょっと、税は義務であるからということで一生懸命納めている人が、そんなに納めない人があるのであれば、私も納めない方に入りたいと、そういうふうな声が出ないとも限らないわけでございます。まず、その辺についてお伺いいたします。

○委員長（川端一義） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） ただいまの慶長委員のお尋ねに、国保税も税務課の方で賦課徴収の担当をしておりますので、お答えしたいと思います。

低過ぎるのではないかというお尋ねでございます。確かに低過ぎることから、その納める気持ちが薄れるというようなことでございますが、国保税に対しましても市税同様、税の公平のために適正な執行をいたしております。中には納め切れない、納めたくても納めれない、悪質という言葉は余りふさわしくないのですけれども、常習の滞納の方とか、いろいろ国保の場合は低所得者が結構多うございますので、そういうところを吟味しながら、市税同様国保税につきましても、もう少し分析しながら、（お金が）あって納めれない方々なのか、それとも本当にお金がなくて納めれないのか、そういうところを分析しながら、税の場合は納める方と納めれない方のそれぞれの法律もございまして、どうしても納めれない方には欠損とか減免とか、そういうふうなこともございます。また、4市町村合併してから、どうしても多量な事務量がありますので、そちらの方にまだ分析が至っておりませんので、その辺をもう少し吟味しながら、税務職員総勢で対応してまいりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（川端一義） 慶長委員。

○委員（慶長徳造） この国保税の場合には、市税と全く違うというのは、国保税は医療費を賄うわけでございます。したがって、医療費が賄い切れない場合には国保税を上げざるを得ないわけです。これは、お金がないからといって医療費を支払わないわけにはいきません。また、事業を縮小することもできません。国保税で入ってきたものと、国・県からの支出合わせてこの医療費を払っているわけでございます。今回の予算の中で基金も2億円取

り崩しております。恐らく基金がそろそろないのではなかろうかと。先般、将来この保険税の引き上げはしなくてもいいのかというふうに聞いたら、たしか一、二年のうちに見直さざるを得ないだろうと、ということは引き上げをしなければならないだろうと、こういうふうな答弁だったと思います。その場合に、こういう低い収納率でありながら、お金が足りないから保険税は引き上げます、どうぞ、何とか了承願いますといっても、果たして了承してもらえるものでしょうか。ここら辺の心配があるわけでございます。

それから、収納率ですが、例えば滞納繰越分の調定が9億2,000万円でございます。これが約10%これから収納するという事です。仮にこの9億2,000万円が50%ぐらいまで引き上げられ、あるいはまた現年度分の87.5%が94、95%というふうに引き上げられれば大変な額の収入になるわけでございます。そうなりますと、保険税を引き上げなくても済むのではなかろうか、あるいは仮に引き上げたとしても、少ない額で納まるのではないかと、こういうふうに考えられるわけでございます。そういうことを考えますと、この87.5%、そして滞納繰越分の9.1%というのは、余りにも低過ぎると思うわけでございます。この保険税の引き上げをなされたときに、どういうふうにして市民に説明をして了解をいただくのか、この辺が非常に心配されるわけでございますので質問しているわけでございます。これについて、お考えをお聞かせ願います。

○委員長（川端一義） 国保年金課長。

○民生部副理事・国保年金課長（阿部 昇） ただいまの慶長委員のお尋ねに、舌足らずの部分があるかもしれませんが、お答えをいたしたいと思います。

確かに予算案では、予定の収納率がおっしゃるような低さにはございます。しかしながら、冒頭民生部長が申し上げましたように、あくまでも平成16年度の決算、そしてまた平成17年度の決算見込み、この現況に即しまして、予定収納率を設定してございます。私ども保険経営をする立場といたしましては、全く慶長委員がおっしゃるように、国保の財源というものは基本的には一定の国庫支出金、県支出金、あるいは法定の一般会計繰入金を除きまして、被保険者間での社会保険方式から来るところの自助努力でそれを埋めなければならないというのがこの経営の基本的な考え方にあるかと思っております。何せ現況に照らした場合に過大な見積もりもできないという事情がございますので、その辺のところもお酌み取りいただきまして、ご了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（川端一義） 慶長委員。

○委員(慶長徳造) 平成17年度の決算見込みはまだ出ていないということで、収納率が相当上がるような感じを受けたわけでございます。しかし、実際は恐らくそんなに違わないと思うのです。事務方が長年の経験ではじき出した数字ですから、そんなには違わないと思います。本当にこの8億2,000万円の滞納繰越の調定があるということ、本当にびっくりするわけでございますが、いずれにいたしましても、近い将来、恐らく一、二年のうちだと思いたしますが、保険税の引き上げをする場合には、こういう理由で引き上げざるを得ないので、何とかご理解くださいというふうに市民に説明がつくような状態でひとつお願いしたいと。そんなに滞納があるのでは、私どもも払わないよというふうなことの無いように、そういう声が出ないように努力すべきだと。そうでないと、これは大変な問題になると思います。

以上で終わります。

○委員長(川端一義) ほかに質疑ありませんか。大澤委員。

○委員(大澤敬作) 国民健康保険税の問題で、この前にも説明をしたように、社会福祉協議会の助け合い資金、それを借りて、そうやって滞納を防ぐ。資格証明書というものは窓口で全額支払いをしなければなりません。しかし、資格証明書でも2カ月後には国民健康保険から返ってくるわけです。そういう問題からいきますと、私は前にも言ったように、社会福祉協議会の無利子の助け合い資金5万円口、こういうものでやりくりをして、短期保険証の方は1名もいないという合併前の川内町でありました。こういう制度を活用できれば、資格証明書というふうなものを出さずに済むということも考慮に入れてほしいものだなというふうに考えます。

次に、歳出の問題の18ページ、ここについてお伺いしたいのですが、まず今言ったことと、もう一つには老人医療の減額1億5,651万2,000円、これはお年寄りに死になさいと言わんばかりです。だから、これについては反対討論までやらないけれども、今後の医療の増嵩、これを考えた場合には、もう重大なお年寄りいじめ、こういうふうを考えざるを得ないと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○委員長(川端一義) 民生部長。

○民生部長(高橋 勉) お答えを申し上げます。

社会福祉協議会の貸し付けについては、私ども承知しておりませんので、お答えはできかねます。ただ、短期保険証につきましては、それぞれ税務課と連携をとりながら、やはり滞納なさっている方にはそういうのを発行しなければならないという義務を課されておりますので、できるだけ滞納者とのお話の機会を税務課に持っていただきまして、私どもはできるだけ発行しな

いような形になればいいなと考えております。

また、老人保健拠出金の話だと思っておりますけれども、それにつきましては、国保に対しまして拠出金を課されておりますので、国保で徴収いたしました拠出金分を出してやるということでありまして、それは、市が負担している部分でありますので、その減ったとかということではなくて、あくまでも老人保健対象者が減少しているということです。対象者が減少しているから減っているということでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（川端一義） 大澤委員。

○委員（大澤敬作） お年寄りが減少しているという、そういうことに聞こえるのですが、私は高齢化の時代に入って、減少しているというようなことは考えられない、そういう現状にあると。私も72歳です。だから、それに該当する状態にもありますので、反対討論はやりません。その税務課との協議の中で、やっぱり資格証明書、そういうようなものを貸し付けして、そして2カ月後には、3カ月かかるときもあるけれども、国保から自分で払うべきものの以外のものは返ってくる、貸し付けしても。そういう点を十分に配慮しながら、高齢化社会ですから、そうはいつても納得できないのです。ただ、反対討論を私はやらないということについては、これはあなたのためにやったのではないかと私を非常に悩ませています。そういうことから、反対討論はやりたくないけれども、厳密にそういう点を老人医療は本当に長生きしてよかったと言えるような制度にしていきたい。この要望も含めまして、質疑を終わりたいと思っております。よろしくご検討を。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。柴田委員。

○委員（柴田峯生） 私は、3点だけお伺いします。

まず、国保税の滞納に関して、実は去年、年が明けましたから一昨年だと思っておりますが、最高裁の判決が出まして、国保の滞納に関しては、料と同じだということで、2年間で時効という判決が最高裁で出たと記憶しているのですが、その内容をわかっていればお知らせしたいと思っております。

それから、今国会で、社会保険庁の改組の問題に絡んで、国民年金未納者の場合は、国保も連動して、先ほど大澤委員が盛んに申しました短期保険証に切りかえるというような流れがあるようなのですが、その辺の動向をお知らせしたいと思っております。

それから、もう一つは、この税の徴収に対して納税貯蓄組合がかなり貢献しているわけです。旧脇野沢村では納税貯蓄組合に貸付金という制度を設けていまして、その年に回収するというので、100万円とか200万円とか予算を組んでおったのですが、実は納税貯蓄組合の破産するケースがこれから出

てくるのではないかと懸念されているわけです。というのは、納税貯蓄組合がお金を立てかえてしまって、立てかえを終わってしまって、決算の段階になってお金が入ってこないと。そのために納税貯蓄組合が貸し付けしたことの取り扱いをなさっているようなのですが、相手がもし破産という形になれば、それ回収できるのかどうか、非常に面倒なケースが私は出てきているのではないかと、こう思っているのです。そこで納税貯蓄組合が今度積立金を持たなければ、今まで旧脇野沢村であれば11カ月徴収ですけれども、今日のむつ市の場合は、すべてがもう8カ月徴収になりますから、そうすると税がおのずと納められなくなるという事態を私は懸念しているわけです。ですから、今後当初予算には見ていなくても、そういう納税貯蓄組合の救済という面も含めて、税100%徴収という趣旨に合わせた形の中で、納税貯蓄組合の育成ということも私は考えてほしいのですが、いかがでしょうか。

○委員長（川端一義） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） 柴田委員のお尋ねに、税の方から二つお答えしたいと思います。

まず、最高裁（判決）で2年間というふうなのは、私もちょっと勉強不足で初めて聞きました。保険税として、保険料とは違うということで時効5年とっておりましたので、その最高裁（判決）を少しひもとくといいですか、後で勉強してみたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、組合の積み立てのことなのですけれども、柴田委員おっしゃる中には、立てかえとかということも含まれていると思うのですけれども、もともと旧4市町村ではそれぞれの組合の、先日も何かご質問ありましたけれども、それぞれの組合で、旧4市町村で別々なやり方をとっておりました。それで、今回合併するに当たって事務費の範囲で、組合を維持するための事務費として補助金が出ているものですから、中には事務費が出ているにもかかわらず、旧態依然としてコピーしてくれとか、いろいろ事務費の範疇を超えたものとかがあったりしまして、その調整にこれまでいろいろ、やれない、やれるということで、むつ市に合わせるとか、いいところに合わせるとか、検討してまいりました。積み立てしている中から、納めてもらっていない組合員の方の立てかえを、それが余り大きい額になりますと、なかなか組合の方も困ってくることになるので、今後はそのような積み立てはしないようにと。徴収いたしましたものに対する事務費は計算して算定して差上げますので、そういう後々困るような積み立て等はなさらないということ、そういうことをしている組合に対して、やらないように今盛んに指導、育成と。ぜひ組合は必要と思っております。旧脇野沢村は75%ぐらいの組合

(加入率)があるのですけれども、そのほかの旧むつ市、旧川内町、旧大畑町は組合数が少ないものですから、できるならば旧脇野沢村に似たような高率の組合(加入率)になっていただければなという思いでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長(川端一義) 民生部長。

○民生部長(高橋 勉) 私の方からは、国民年金との関係でご質問がありましたので、お答えを申し上げたいと思ひます。

柴田委員おっしゃるとおり、報道等でなされておりました、国民年金の未納者に対して、国保の短期保険証もしくは資格証明書を発行するというような話が出ております。ただ、私どもの方には正式にはそういう話は参っておりません。趣旨から申しますと、私ども市の保険者といたしましては、そもそもは医療保険と社会保障の一つになるのでしょうか。社会保険方式をとっているということで一緒にするのでしょうかけれども、やはり医療保険と性質を異にするものではないかと。それで短期保険証を出す、資格証明書を出すということになると、やはり医療を受ける方にとっては必ずしもいいことではないということですので、市長会初め保険者は今のところはそれに対してはいかがかなと疑問を呈している状態であります。まだ詳細な事項については、社会保険庁の方からも入ってきておりませんので、詳しくは把握できない状況であります。ご理解を賜りたいと思ひます。

○委員長(川端一義) 柴田委員。

○委員(柴田峯生) 実は、最高裁の判決については、これと同じような内容で、水道料についても時効2年という判決が引き続いて出ているわけです。したがって、税であっても保険は限られた人を対象にした保険制度だから、保険料と同じなのだということで、通俗的に時効2年と、民事による年数が2年ということで税法上の5年からそういう変更する判決が出ているということなのです。詳しいことは私もあれですけれども、皆さんの方でもちょっと調べたうえで今後対処していただきたいなと、こう思っています。

それから、納税貯蓄組合の関係、事務費に補助されて、それを積み立てに使うなというのは、その程度のことは問題がないのです。そもそも納税貯蓄組合法というものがあって、その法律によると、納税会が今納税貯蓄組合ということで一本で預金を金融機関に入れているわけです。ところが、組合の制度から、法律上からいくと、組合の個人の通帳をつくって金融機関に預けなさいということになっているわけです。ですから、基本的に今やっていることは、私も再三指導してきたし、そういった経過があるわけですけれども、その基本線に戻らないと、今後さっき申し上げたような納税貯蓄組合の破綻

ということがもう目に見えてくるだろうと私は思うのです。もうちょっと納税貯蓄組合の分を今後基本的に指導なり研究なりを進めていただきたいと思います。

それから、納税貯蓄組合の法律の中に、基本的に納税貯蓄組合の規約の見本といいですか、モデルというようなものの古いものがあるわけです。その中に組合員が相互扶助の精神で立てかえして納税100%にするために利用するということが1項目出ているわけです。旧脇野沢村の納税貯蓄組合を見ますと、全部そういう規約になっています。ですから、そういったことも踏まえて、例えば私ども所属しております上町納税会というのがあるのですけれども、150万円近くの積み立てを持っています。しかし、実際95万円常時通帳に入っていないければ、全組合員の市に納めるあらゆる税を確保できないと、納められなくなると。こういう結果を私ども納税貯蓄組合の中で話をして、確認をして、積立金を大事にしましょうということで申し合わせをしております。やっぱり納税貯蓄組合そのもののあり方も強力な指導をしていただきたいと思います、そういったことを申し上げて終わりたいと思います。

○委員長（川端一義） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川端一義） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川端一義） 討論なしと認めます。これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川端一義） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第41号 平成18年度むつ市老人保健特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（高橋 勉） それでは、議案第41号 平成18年度むつ市老人保健特別会計予算についてご説明を申し上げます。予算書の6ページをごらんいただきたいと思います。

まず、予算編成に当たりまして、平成14年10月の老人保健法改正の経過等を踏まえて、老人保健対象者を年間平均7,720人と見込みました。その結果、

前年度と比較して3,463万9,000円、率にいたしまして0.8%の減の歳入歳出とも45億7,663万9,000円とする予算案であります。本会計は、歳出の医療諸費の支出予算額に対しまして、社会保険診療報酬支払基金、国、県、そして市が老人保健法に規定されている負担割合でそれぞれ負担し合って運営している会計であります。このようなことから、順序が前後いたしますが、歳出からご説明を申し上げます。

予算書9ページをごらんいただきたいと思います。まず、歳出の第1款医療諸費は、医科、歯科及び調剤等に係る医療給付費及び高額医療費、補装具等現金支給にかかわる医療費支給費のほかレセプトの点検に係る審査支払手数料でありまして、前年度と比較いたしまして3,451万8,000円、0.7%の減となっております。この減となりました理由は、平成14年10月の法改正により、本会計の対象年齢が70歳から75歳に引き上げられたことに伴い、対象者が減となったことによるものであります。

次に、第2款公債費は、一時借入金に対する利息であります。前年度と比較いたしまして12万1,000円、23.7%の減となっております。これは、医療費の減少に伴うものであります。

次に、歳入についてご説明をいたします。7ページをごらんいただきたいと存じます。第1款支払基金交付金は、医療費に所定の負担割合を乗じまして、またレセプトの審査支払手数料は、費用全額を計上いたしております。この所定の負担割合は、今年9月までは100分の54、10月からは12分の6ということになりまして、支払基金等公費負担を半々にするということでもあります。このことから、前年度と比較いたしまして2億854万4,000円、7.8%の減となっております。

次に、第2款国庫支出金は、医療費に所定の負担割合を乗じまして算出いたしております。前年度と比較いたしまして1億1,601万8,000円、8.9%の増となっております。これは、第1款でも申し上げましたが、支払基金と公費負担の割合を半々にするということからふえております。

次に、第3款県支出金は、これも所定の負担割合を乗じて計上いたしております。前年度と比較いたしまして2,900万6,000円、8.9%の増となっております。

続きまして、第4款繰入金は、医療費のむつ市の所定負担分として一般会計から繰り入れされるものでありまして、前年度と比較いたしまして2,888万2,000円、8.9%の増となっております。この第1款から第4款までの増減につきまして、まとめてお話ししますと、第1款の支払基金が減少し、第2款から第4款までの国、県、市の負担がふえておりますのは、冒頭申し上げます。

したとおり、平成14年10月の法改正に伴いまして、それまで医療費の7割を支払基金が負担しておりましたが、これを平成18年10月までに段階的に負担割合を5割まで軽減するという措置がとられていることから、その軽減分を最終的には国が12分の4、県が12分の1、市が12分の1の割合で負担することになったということでもあります。このことによって支払基金、国、県、市の増減が生じております。

次に、第5款諸収入は、給付の原因が交通事故など第三者行為によって生じた医療費に対する損害賠償金でありまして、2,000円を名目計上いたしております。

以上、平成18年度むつ市老人保健特別会計予算案の概要をご説明申し上げます。何とぞよろしく願いいたします。

○委員長（川端一義） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川端一義） 質疑なしと認めます。

これで議案第41号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川端一義） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川端一義） ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第42号 平成18年度むつ市介護保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） それでは、議案第42号 平成18年度むつ市介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

本会計は、介護サービスにかかわる保険給付費等について、介護保険法で規定されております負担割合に基づきまして、被保険者、社会保険診療報酬支払基金及び国、県、市がそれぞれ負担金を出し合って運営されております会計でございます。平成18年度から向こう3年間、新たにスタートします第3期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画及び介護保険料の改定に当たり、去る2月13日にむつ市介護保険事業計画等策定検討委員会から提出されまし

た平成18年度から平成20年度までの介護保険事業運営に当たっての提言書を踏まえた予算編成となっております。

また、制度改正に伴う介護予防システムへの転換、給付の効率化、重点化、地域密着型サービス等新たなサービス体系へ向けて対応すべく地域包括支援センターにかかわる歳出科目を新たに設けたほか、これにかかわる歳入も地域支援事業交付金として新たにそれぞれルール計算に基づき交付されることとなっております。これによりまして、平成18年度予算額は歳入歳出ともそれぞれ40億8,982万6,000円となり、前年度との比較では1億3,060万1,000円、率にしまして3.3%それぞれ増加したものとなっております。

その概要を申し上げますと、まず歳入であります。予算書の7ページからとなります。第1款保険料であります。これは、65歳以上の方の第1号被保険者に係る介護保険料であります。特別徴収、年金受給者となります。また、普通徴収はそれ以外の方となります。対前年度比で1億7,290万2,000円、率にしまして30.4%の増となっております。これは、3年ごとに見直しをすることになっております介護保険料について、むつ市介護保険条例の一部を改正する条例を本定例会に追加でご提案申し上げ、ご審議をお願いしているところでございますが、これらを踏まえての積算となっております。つまり新基準月額で大畑地区4,100円、それ以外の地区4,500円の2区分での不均一賦課でございます。歳入全体の18.1%を占めてございます。

第2款分担金及び負担金であります。これは下北圏域介護認定審査会の共同設置に係る各町村負担金であります。負担割合は、実績割75%、均等割25%であります。

第3款使用料及び手数料ですが、督促手数料を見込んでの予算措置であります。

第4款国庫支出金ですが、7ページから8ページになります。これは、保険給付費に対する介護給付費負担金で、保険給付費の20%相当分と、調整交付金で同じく5%程度の交付であります。また、制度改正に伴いまして、新たに創設されました地域支援事業交付金については、介護予防事業と包括的支援事業及び任意事業に対しまして、それぞれルール計算に基づき計上いたしてございます。歳入全体の25.1%を占めてございます。

第5款支払基金交付金ですが、これは40歳から64歳までの第2号被保険者負担分の支払基金からの介護給付費交付金であります。保険給付費の31%相当分でございます。また、国庫支出金同様に新たに創設された地域支援事業交付金については、介護予防事業に対して交付されるものでございます。歳入全体の29.8%を占めてございます。

第6款県支出金ですが、これは保険給付費に対する介護給付費負担金で、保険給付費の12.5%相当分でございます。また、国庫支出金同様に、新たに創設された地域支援事業交付金については、それぞれルール計算に基づきまして計上いたしてございます。

第7款財産収入でございますが、9ページになります。これは、財政調整基金の運用利子収入を計上いたしてございます。

第8款繰入金ですが、これは本会計の市負担分であります一般会計からの繰入金でございます。また、新たに制度改正に伴いまして、国庫支出金同様地域支援事業交付金としてルール計算に基づき計上いたしてございます。

第9款諸収入であります。10ページになります。これは、第1号被保険者延滞金と交通事故等の第三者行為納付金に対応するための予算措置であります。

次に、歳出であります。予算書の11ページからとなります。第1款の総務費でございます。これは、介護保険特別会計運営事務費、制度改正に伴う地域密着型サービスに係る事務費及び共同設置しております介護認定審査会に伴う審査会委員の報酬、一般職員の給与費、主治医意見書作成手数料などに要する経費でございます。

第2款保険給付費ですが、12ページからとなります。これは、介護度に応じて居宅サービス、施設サービス及び制度改正に伴う地域密着型介護サービス、そして介護予防サービス等に係る介護保険サービスの利用者負担分、原則1割負担となりますけれども、それを除いた各給付費の9割法定分に要する経費でございます。給付費が細分化されてございますので、それによりまして、科目としての目が増加してございます。歳出全体の95.6%を占めてございます。

第3款地域支援事業費であります。14ページからとなります。これは、制度改正に伴い新たに創設された事業で、地域包括支援センターが特定高齢者を対象に介護予防ケアマネジメントを実施するとともに、介護予防事業として栄養指導事業、転倒骨折予防教室、ヘルパー派遣事業など、また包括的支援事業と、任意事業として地域型在宅介護支援センター運営事業、介護用品支給事業、食の自立支援事業などに要する経費でございます。

第4款財政安定化基金拠出金でございます。15ページからとなります。これは、介護保険事業の財政安定化を図るため、県が設置しております財政安定化基金への拠出金でございます。

第5款基金積立金でございます。16ページからとなります。これは、財政調整基金の運用利子の積み立てでございます。

第 6 款公債費でございます。これは、保険給付費の支払いに要する一時借入金の利子でございます。

第 7 款諸支出金ですが、これは保険料等の還付に対応するための予算措置でございます。

第 8 款予備費ですが、これは保険給付費等の急な支出増に対処するための予算措置でございます。

以上でございますけれども、詳細につきましては、ご質問によりまして、説明員として担当課長等も出席してございますので、担当課長の方からもご説明申し上げますことをご了解いただきたいと思います。

○委員長（川端一義） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 6 ページの地域事業費にかかわってお聞きいたします。

ご承知のように、けさの新聞では、社会福祉士だとか、そういう人材が確保できなくて計画を断念したという自治体がたくさん出ているという報道がなされました。そして、昨年と同僚議員の一般質問の中で、市長答弁では、人口からいって支援センターは 3 カ所に置けるのだけれども 1 カ所にしたと、そういう答弁がなされましたけれども、これは体制の問題からそうだったのかお聞きいたします。

○委員長（川端一義） 介護福祉課長。

○保健福祉部副理事・介護福祉課長（上野昭夫） ただいまの工藤孝夫委員にお答えいたします。

昨年の一般質問等でも地域包括支援センターの設置等につきましてご質問等がございました。それで、平成 18 年 4 月から地域包括支援センターが 1 カ所というようなことでこれから運営されるわけでございます。その前に地域包括支援センターには国で示しているように社会福祉士、それから主任ケアマネジャー、それから保健師というようなことが一応義務づけられています。おのこの保健、医療、福祉等にかかわる問題、それから総合相談、そういうようなことに対しての対処する職員でございますが、ただ今、現段階で申し上げますことは、保健師、主任ケアマネジャーは今現在私どもの方にも職員はございますので、それは確保できるかもしれませんが、ただ社会福祉士につきましては、昨年ですか、何か総務部の方でもその採用について、市政だより等に公募した経緯がございます。いずれにしてもそういう体制で、確かに紆余曲折はございますけれども、今のところ 1 カ所ということで考えていますが、ただこれからは今工藤孝夫委員が危惧するように、果たして今のこの 1 カ所でいいのかというようなことは、確かに私たちもその辺は危惧

する面もございます。やはりそれぞれの日常生活圏域と申しまししょうか、大畑地区とか、または川内地区とか、脇野沢地区とかというようなものも当然視野に入れなければならないと。ただ、なぜ今回1カ所になったかといいますが、介護保険の給付費の2%、これは国で示した数字でございますが、それが今までの交付金がすべてこのたびの地域支援事業が特別会計の方に移行されたために、そういう2%の枠内で平成18年度はやりなさいというようなことがあります。平成19年度は2.3%の、平成20年は3%というような数字がございます。確かにある程度の会計というのも厳しい面もございますけれども、そういうようなことも考慮いたしまして、平成18年度はとにかく1カ所というようなことで私ども事務局の方で考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川端一義） 工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 各地区に早目に1カ所ずつでもこの地域包括支援センターが確立されるように強く希望いたしまして、終わります。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。横垣委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願いいたします。

この歳出の方で、14ページであります。第2款保険給付費の特定入所者介護サービス等費ということで2億329万円、これは前年度は予算計上してなくて、今回がこのように計上されているということに関してであります。このたび新しく地域支援事業費とか包括的支援事業とか、そういう事業はそれなりに国、県、一般財源からそれなりのお金が入って7,000万円がこういう形で出ていっているということで、収入があって出ていっていると。ほとんど同じ額が入って同じ額が出ている、そういうふうに考えているのですが、この特定入所者介護サービス等費というのについては、特に今回新しく歳入として入ったものがなくて新しく2億円というお金が出ているというふうに考えていいのかどうか、これについての何か国、県とかというのは支援はほとんどないのかどうかということと、この事業はわざわざこういうふうに必ずやらなくてはいけないというふうに決まっているものなのか。というのは、私は今回介護保険料が値上げされた分の大体1億幾らという分がほとんどこの負担が、歳出がふえて一般の人からの介護保険の値上げというふうになったのかなというふうに考えまして、その関連でちょっとご答弁お願いいたします。

○委員長（川端一義） 介護福祉課長。

○保健福祉部副理事・介護福祉課長（上野昭夫） それでは、横垣委員のお尋ね、2点ほど出ましたのですけれども、お答えいたします。

まず、特定の事業でございますが、これは今この改正に伴いまして、国の方から示されました事業でございます。特定高齢者と申しますのは、いわゆる虚弱高齢者といいたいでしょうか、要支援や要介護よりも軽い状態にありながら、全く元気がないような状況を特定高齢者といいたいでしょうか、その方々を救うためにも、特に今回国の方の考え方といたしましては、介護予防を重視しなさい、そういうシステムに展開しなさいというようなことが国の方から一応示されております。その特定事業、いわゆる保険給付の中の特定事業でございますが、これらにつきましては、やはりそういう方々を少しでも元気に導くための一つの事業というようなことでご理解を願いたいと思います。

それから、もう一点につきましては、介護給付費でございますが、これはあくまでも国、県、それからそういう中で、当然やはりこういう一つの給付費を賄うためにもこういうふうな形をとらざるを得ないようなことでございます。ちょっと回答にならないかもしれませんが、以上でございます。

○委員長（川端一義） 横垣委員。

○委員（横垣成年） 特定入所者介護サービスについてであります。この予算書によりますと、本年度の財源内訳ということで、国県支出金が7,700万円、その他が8,000万円の一般財源が3,700万円というふうには一応分けてあるのですけれども、この分の2億円がどっと歳出でふえて、歳入でこれを賄うようなのが新しくないということで、それこそこの負担を解消するために、いろいろ分かれてはいますけれども、一般の被保険者から大体1億何がしという負担を願ったというふうに、端的に考えていいのでしょうか。お願いいたします。

○委員長（川端一義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

あくまでも第3期の介護保険事業計画に基づきまして、見込み料に対する保険料のご負担ということで積算してございますので、その辺でご理解をいただきたいと存じます。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。大澤委員。

○委員（大澤敬作） 15ページの介護予防ケアマネジメントの項目についてお尋ねをしたいと思います。介護度3を5にしたら2万円ほど安くなりました、介護の費用が。そういう状態があります。非常にケアマネジャーのこの裁量というふうなものは、私ども感謝を申し上げながら、その介護施設に入っている、そういう人たちを救うものだと、よくぞ医師の診断も介護の度合いも、そういうようなものを掌握しているなど、このように私感じております。そういう点で、いろいろあるでしょうけれども、ケアマネジャーのその役割

というふうなものは非常に重視しなければならない、そういう状態です。ただ、今まで質疑しますと、初めてのようなことを言ってみたり、施設については脇野沢の柴田委員も言うておりましたそういう問題のあるようなところ、そういうところには指導が行き届いているのかどうかというようなのは、私は非常にこれは懸念すべき問題だなと。したがって、ケアマネジャーのそうした重要な役割を今後とも介護の制度に生かすという、その基本はきっちり押さえてかかるべき、そういう問題だと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（川端一義） 介護福祉課長。

○保健福祉部副理事・介護福祉課長（上野昭夫） 今、大澤委員がおっしゃいましたように、ケアマネジメントの役割は非常に大きいところでございます。これは、一応各施設とか、また居宅事業所等にも、そういうケアマネジャーの資格を持った方が多数ございます。やはりこの介護保険の中でも第一線で活躍してもらっているのがケアマネジャーの方々です。ですから、我々も大変重要視はしておりますので、これからまた新しい法改正がございます。特にケアマネジャーの方々の、いわゆるリーダー養成といいたいまいしょうか、それらも一応考えながら、一人でも多くのそういう人たちが資格をとって、むつ地域のそういう施設、また在宅されている、お困りになっている高齢者の方々にも一つのそういう手を差し伸べてもらうためにも、やはりもっとあればいいなと思っています。やはり今大澤委員おっしゃったように、第一線での活躍は、課としても認めておりますので、ですからそういう意味では大変重要視というのでしょうか、これからはますますその重要視の度合いがふえるのではなからうかなと、そういうふうに思っていますので、よろしく願います。

○委員長（川端一義） 大澤委員。

○委員（大澤敬作） 大変評価されまして、私もほっとしているのですが、実はリゾートの問題で温泉引っ張ってきたとか、そういうふうなものは、温泉にも入れてくれるし、介護もしてくれるわけだから、そういう点も考慮しながら、お年寄りがそういう施設に入っても、本当にケアマネジャーがそういうことをやってくれと。そういう視点で、ケアマネジャーの役割、あるいは施設の役割、こういうものについて、本当に施設に入って、もう死にたいという人もあるかもしれませぬけれども、そうでなくて、長生きしてください、こう言えるような、ケアマネジャーのそうした活動について評価されたので、私もそれには賛同します。ぜひともそういう介護の施設の充実に鋭意努力していただきたいということを書いて終わります。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。半田委員。

○委員（半田義秋） 委員長、質疑に入る前に、これ議事進行のことにに関して、一つお尋ねさせてください。

私は、市長が予算審査特別委員会には出ないのだということを初めて今知りました。予算というのは、これ一番重要な委員会でありまして、これに市長が出ないというのは、私はちょっとおもしろくないのです。いや、実際これは市長がこの案をつくって我々に提出しているのですよね。それに対して、ここにその責任者が不在ということは、非常に議会を、この委員会をないがしろにしているのではないかと、私はそういう不満があります。

ちなみに、全部調べました。五所川原市、黒石市、三沢市の市長は全員予算委員会には出ています。それ一つ言っておきます。私は議会運営委員会のメンバーですので、これを議会運営委員会に対して1回、検討課題として言います。

質疑に入ります。11ページです。これは私、本当は一般会計で質疑しようと思ったのだけれども、できませんでした。というので、ちょうどここに出ましたので、お尋ねいたします。総務費の中の職員手当等、これに特殊勤務手当というのがありますよね。これは、どのようなものなのか、ひとつ教えてください。

○委員長（川端一義） 介護福祉課長。

○保健福祉部副理事・介護福祉課長（上野昭夫） ただいまの半田委員の特殊勤務手当についてご説明いたします。

これは、例えば福祉事務所であれば、職員に対してそういう特殊勤務手当というのが給料の中へ別に支給されておるものでございますけれども、それと何ら変わらないと思います。もう一度繰り返しますと、いわゆる保健福祉部の中の、例えば生活保護を担当している方とか、または今私どもの保健福祉課とか、そういう課によって職員にそういう特殊な手当を支給しております。ですから、この今の手当は、その一部分でございます。

○委員長（川端一義） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

福祉事務所に勤務している方につきましては、福祉業務手当というのがございます。現業、直接高齢者等、それからそういう福祉に接する方につきましては月額3,000円です。それから保育所の保育士につきましてはたしか2,500円毎月支給してございます。

以上でございます。

○委員長（川端一義） 半田委員。

○委員（半田義秋） ここに特殊勤務手当というのが12種類あるのです。それ

で、今部長が言ったように、保育士にその手当をやると。私はおかしいなと思うのです。その人は、子供を育てるのが好きで行っているのに、何で保育するのにその手当を出さなければだめなのですか。それに、水道作業手当、水道作業員なら水道の作業をするのは当たり前でしょう。これには年に7万2,000円も出すのです。だから私は市長がいなければだめだというのは、こういうことを言いたかったのです。責任ある答弁がもらえないでしょう。部長、助役だって、私はこれは削減しますとは言えないのだから。だからこういう委員会でも、市長が、責任ある人がいなければだめだということです。

あとボイラーマンにボイラー手当、ボイラーマンは作業しなければどうにもならないでしょう。

それから、一番が税務徴収手当、これは年に5万何ぼもあるのです。そうでなくても官民格差があるのに。さらに、こういう全然住民の理解が得られない手当を出すのは私は不愉快だ、本当に。だって、税務署ではないのだから、税金集めるのは、これはつらいかもわからない、確かに。でも、長い期間いるわけではないでしょう。これは仕事で仕方ない、職場がかわれば、これはやっぱり宮仕えだから仕方がないのです。その職に行ったら、やっぱりその仕事をしなければ、それでまた特殊手当をもらうなんていうのは私はちょっと理解できないのです。そこをどう思いますか。助役だな。あなた責任ある答弁できないよ。

○委員長（川端一義） 助役。

○助役（田頭 肇） 責任ある答弁をしたいと思います。

これは、旧むつ市、それから4地区でも取り扱いについては以前から国家公務員の給与体系、これはまた当然人事院勧告に基づくものですけれども、特殊勤務手当というものがございました。危険あるいは不快、そういったものに従事する職員についての、そういう手だてでございます。ただ時代とともにいろいろ、例えば今おっしゃった保育士、あるいは前は自動車運転手の方にも手当がありました、自動車手当。本来その職務を持って採用されたのということでのいろいろな批判も出てまいりましたが、それは時代の変遷ということ、またそういう地域、市民感情、国民感情、そういったものの流れがあると思いますが、これにつきましては、順次見直しが言われております。ですから、市独自で設けられたものではございません。出発は国、県の指導、これもすべて条例事項でございますので、そういった経緯がございます。私の方では今、新むつ市では、税務手当、そして福祉現業手当、あとは危険作業等では死体処理作業手当、こういったことがございます。いずれもそういう危険、不快感、そういった特別な任務ということで設けられた制度でござ

いまして、ただこれからはそういう見直しの時期でございましょう。当市としても、その辺は他市にも先駆けて改革に取り組んでおります。

今回の行政改革大綱、あるいは実施計画におきましても、集中改革プランの7ページに諸手当の適正化、手当数は12ございます。これを今年度におきまして、行政改革の検討の中身といたしまして検討を加え、平成19年度から実施していくと、こういう基本的なスタンスでおりますので、ご理解願います。

○委員長（川端一義） 半田委員。

○委員（半田義秋） 助役の言うことは理解できました。

私は、旧川内町を褒めるわけではないのだけれども、こういう特殊手当はありませんでした。これ、合併時に旧川内町の職員がこの手当をまたもらったのです、復活したの。だから私は、合併時にそういう行財政改革と、皆叫んだのに、なぜこういう特殊勤務手当を復活させたのか、私はちょっと理解できなかったのです。ただ、むつ市集中改革プランを見ると、平成18年度は検討して、平成19年度から実施すると言っていますので、ぜひこれは実施してほしいです。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川端一義） 質疑なしと認めます。

これで議案第42号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。横垣委員。

○委員（横垣成年） 議案第42号 平成18年度むつ市介護保険特別会計予算に反対討論を行います。

本予算は、サービスの充実に努めているというものの、昨年10月改悪されたホテルコスト導入、こういうものも前提とした予算となっております。ホテルコスト導入によって、全国では施設からやむなく出ざるを得ない、そういう方もふえているそうであります。しかも、今回サービスがよくなるというって特定入所者介護サービス等費として2億円計上されておりますが、これをほとんど第1号被保険者保険料として増額になっている1億7,000万円、これで手当ををしていると言わざるを得ないような予算書になっております。もっと市だとか国・県、こういったものが一般の被保険者の負担を減らすため努力するべきだと思います。これ以上被保険者の負担を許すわけにはいかない、そういう立場で本予算に反対をさせていただきます。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長（川端一義） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(川端一義) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立者45人、起立しない者7人)

○委員長(川端一義) 起立多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時40分 再開

○委員長(川端一義) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第43号 平成18年度むつ市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。建設部長。

○建設部長(藤井幸男) それでは、平成18年度下水道事業特別会計予算の説明をさせていただきます。6ページをお願いいたします。

本予算は、歳入歳出とも16億9,477万8,000円で、前年度に比べ4,618万4,000円の増となっております。率にいたしますと2.8%の増となります。

下水道事業は、旧市町村すべてで実施しておりますが、脇野沢地区につきましては、平成18年度をもちまして、公共下水道は全体計画がすべて完了となるほか、漁業集落排水事業も一たん終了となります。

まず、歳入について説明させていただきます。7ページをお願いいたします。第1款事業収入については、受益者負担金、分担金及び下水道使用料等を計上しております。平成18年度は、1億3,330万円で、前年度に比べ3,256万8,000円の増額で、率にいたしますと32.3%の増となっております。増の要因としては、事業の進捗により負担金、分担金の賦課件数が増になったことによるものであります。

8ページをお願いいたします。第2款国庫支出金については3億5,400万円で、前年度比5,750万円の増額で、率にして19.4%の増となっております。増の要因として、第140回臨時会で議決いただきました債務負担行為による工事の実行予算によるものでございます。

次に、第3款県支出金については1,690万円で、前年度比6,110万1,000円の減となっております。これは、脇野沢地区の寄浪、蛸田地区の漁業集落排

水処理場建設が平成17年度において完成したことによるものでございます。

次に、第4款財産収入についてであります。これは大畑地区の下水道事業特別会計減債基金2,187万4,000円に対する利子収入見込額を計上しております。

次に、第5款繰入金についてであります。4億7,987万5,000円で、前年度比9,128万1,000円、率にして16%の減となっております。

9ページをお願いいたします。次に、第6款繰越金は、科目計上上の措置のためでございます。

次に、第7款諸収入については、消費税還付金でありまして、対前年度比20万円、率にして2.5%の増を見込んでおります。

10ページをお願いいたします。次に、第8款市債についてであります。7億270万円で、前年度比1億830万円、率にして18.2%増となっております。これは、建設事業費増に伴う下水道債資本費平準化債の増によるものであります。

11ページをお願いいたします。次に、歳出を説明させていただきます。第1款事業費、1項総務管理費についてであります。この項目は職員の給与、下水道台帳の委託及び管渠、処理場等の維持管理費を計上しております。

12ページをお願いいたします。次に、2項建設事業費についてであります。この項目は職員の給与、公共下水道、漁業集落環境整備費を計上しております。主なものといたしまして、15節工事請負費については、むつ地区4カ所、大畑地区9カ所、川内地区12カ所、脇野沢地区9カ所の管渠、舗装、マンホールポンプ設置工事を予定しております。

13ページをお願いいたします。次に、第2款公債費については5億5,369万1,000円で、前年度比5,731万1,000円、率で11.5%増となっております。

次に、第3款予備費については、前年度と同額を計上しております。

以上によりまして、平成18年度末の下水道整備面積は278.2ヘクタールとなり、事業認可面積464.5ヘクタールに対する進捗率は59.9%、全体計画面積2,274.5ヘクタールに対する進捗率は12.2%となります。

なお、本日は担当課長も出席しておりますので、質問内容によっては、担当課長の答弁をお許し願いたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（川端一義） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川端一義） 質疑なしと認めます。

これで議案第43号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(川端一義) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(川端一義) ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第44号 平成18年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。企画部長。

○企画部長(渡邊 悟) 議案第44号 平成18年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算についてご説明いたします。

まず、先に8ページの歳出からにいたします。事業費として6,000円計上しておりますが、これは消耗品等の事務費でございます。なお、昨年度はこの欄に下北駅前広場にボランティアで植えていただいたおりましたコスモスの種子代を計上しておりましたが、平成18年度は駅前広場の整備事業とのかかわりから計上しておりません。

また、公債費の1,714万6,000円でございますが、1目元金1,480万円は、平成9年に購入いたしました下北駅前広場3,541平米及び平成10年に購入しました新町のはまなす農協倉庫跡地2,765.97平米の2カ所の用地にかかわる長期債の元金償還金でございます。

2目利子の234万6,000円でございますが、同じく2カ所の長期債の利子でございます。これに充てる財源であります。7ページの歳入に合計1,715万2,000円を計上しております。これは一般会計からの繰入金1,714万6,000円、それからN T Tの電話柱の土地使用料、これは先ほどの6,000円に複合するものですが、この6,000円を計上しております。

以上、公共用地取得事業特別会計予算についてのご説明といたします。

○委員長(川端一義) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(川端一義) 質疑なしと認めます。

これで議案第44号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(川端一義) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたし

ます。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(川端一義) ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第45号 平成18年度むつ市魚市場事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。経済部長。

- 経済部長(森 正剛) それでは、議案第45号 平成18年度むつ市魚市場事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の4ページをお開き願いたいと思います。むつ市魚市場事業特別会計予算は、歳入歳出とも781万6,000円を見込んでおります。前年度と比較しまして10万1,000円の微増となっております。

まず、歳入についてご説明いたします。7ページをお開き願いたいと思います。使用料の80.6%は、魚市場卸売場使用料でありまして、魚市場条例第46条による魚市場卸売場の使用料でございます。卸売業者は、鮮魚類につきましては卸売金額の1,000分の5、冷凍魚介類、海藻類につきましては1,000分の2を取扱手数料として納付することになっておるものでございまして、今年度は630万円を見込んでおります。そのほか事務室の使用料、電気・水道の使用料を計上しております。財産収入には、基金運用収入として1,000円、繰越金には1,000円を名目計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。8ページをお開きいただきたいと思います。第1款総務費、1項総務管理費としまして、魚市場運営審議委員8名分の報酬及び費用弁償のほか、事務処理のための経費を計上いたしております。

第2款施設費、1項魚市場施設費には、施設管理に要する経費として、光熱水費のほか、老朽化の進んでいる市場の屋根、雨どいの改修工事費240万円及び荷捌施設の土地占用料を計上いたしております。

以上でございます。

- 委員長(川端一義) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。柴田委員。
○委員(柴田峯生) 私は、平成15年度にできて青森県卸売市場整備計画が第8次として昨年11月、県でパブリックコメントを経た内容をいただきました。それを見ると、平成15年度では水産物が県民1人当たり需要量が85.4キロ、それが平成22年になると83.2キロとなって、その中でむつ市は、大畑魚

市場については存置整備の方向として地域拠点型市場を目指すものとして整備をしていくと。ただし当面の整備計画はないということなのですが、大畑魚市場の現状はどうなっているのですか、それをお伺いしたいと思います。

それから、もう一つは、それ以外の地域については、荷捌施設をやはり生かしていくということになって示してあります。その辺のところも荷捌の状況もわかっていればお知らせ願いたいと思います。

○委員長（川端一義） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） 今、柴田委員の方から、大畑魚市場は地域拠点型、そういう市場を目指すのだということのご発言がございました。それで、その整備状況でございますけれども、相当傷んでおります。昭和48年の市場開設でございますので、相当な年月がたっております。それで、抜本的に見直しする時期に差しかかっていることは承知しておりますけれども、あそこを新設する等々になりますと莫大な経費がかかるということで、平成9年ごろから旧大畑町では修繕、大規模な修繕も含めまして、相当てこ入れはしております。平成9年度ではトラックスケールの設置、それから平成10年度には施設照明設備全面改修等々、その施設を最低限維持するための整備は実施しております。急場をしのぎながら市場の体を崩さないような形で維持管理をしているというのが現況でございます。

他の荷捌施設につきましても、同様な方法で、その施設が最低限機能を失わないように、それぞれの地区で修繕等々施しながら、その施設の機能を確保するような手だてをいたしております。

以上でございます。

○委員長（川端一義） 柴田委員。

○委員（柴田峯生） 今現在の漁業の資源の中で、非常に資源が少なくなっている中で、市場で価格の適正な維持が図れないと、やはり漁業者が一番困るわけです。また、そこで適正な価格が設定されなければ、消費者である一般市民も困るということで、やっぱり市場の価値というものを高める方向で、水産物の流通を一層合理化していくことを希望して終わります。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川端一義） 質疑なしと認めます。

これで議案第45号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川端一義） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたし

ます。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(川端一義) ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第46号 平成18年度むつ市簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。建設部長。

- 建設部長(藤井幸男) 平成18年度簡易水道事業特別会計予算について説明させていただきます。6ページをお願いいたします。

本予算は、歳入歳出とも9,668万4,000円で、前年度と比較いたしますと323万円の減額でございます。率にして3.2%の減となっております。

7ページをお願いいたします。まず、歳入についてでございます。第1款の分担金及び負担金であります。これは市以外の原因者による水道給水施設の破損に対する分担金及び負担金で、科目計上のための予算措置でございます。

次に、第2款使用料及び手数料についてでございますが、主に水道使用料でございます。新年度は5,270万6,000円で、対前年度比100万7,000円、率にして1.9%の減となっております。

次に、第3款工事費でございます。第1款と同様、市以外の原因者による水道本管等の破損に対する工事料金で、科目計上のための予算措置でございます。

8ページをお願いいたします。次に、第4款の繰入金についてでございますが、これは一般会計からの繰入金4,397万4,000円でございます。対前年度比220万9,000円、率にして4.8%の減となっております。

第5款の繰越金及び第6款の諸収入は、科目計上のための予算措置でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。まず、第1款の事業費ですが、脇野沢地区の簡易水道事業は、水道使用料の徴収事務及び施設の維持管理が主なもので、予算計上額は3,330万1,000円で、対前年度比113万円、率にして3.5%の増となっております。増の要因といたしましては、小沢浄水場のろ過砂の入れかえ、それから水道水の濁りの原因調査のための工事費を増としております。

次に、第2款の公債費ですが、6,288万3,000円で、対前年度比475万

8,000円、率にして7%の減となっております。

第3款の予備費は、50万円を計上しております。

なお、担当課長からの答弁もあるうかと思いますが、お許し願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（川端一義） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川端一義） 質疑なしと認めます。

これで議案第46号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川端一義） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川端一義） ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第47号 平成18年度むつ市用地造成事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。公営企業局総務課長。

○公営企業局副理事・総務課長（石田武男） それでは、議案第47号 平成18年度用地造成事業会計予算についてご説明いたします。

まず、予算書の2ページ、歳入歳出予算の総額は、それぞれ5,996万2,000円を計上しております。歳入の主なものとして、財産収入に3,496万1,000円、一般会計からの繰入金に2,500万円計上しております。歳出には、一般管理費に261万9,000円、公債費に5,734万3,000円計上しております。

次に、事項別明細書として、歳入につきましては、7ページと8ページに掲載されております。第1款の財産収入の主なものは、2項財産売払収入でありまして、企業局の所有地であります第3旭町団地5区画1,674.27平方メートルの売却代金3,494万6,000円を計上しております。

歳出につきましては、11ページに掲載されておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（川端一義） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川端一義） 質疑なしと認めます。

これで議案第47号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川端一義） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川端一義） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第48号 平成18年度むつ市水道事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。公営企業局総務課長。

○公営企業局副理事・総務課長（石田武男） それでは、議案第48号 平成18年度水道事業会計予算についてご説明いたします。

まず、予算書の1ページ、第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数は2万4,638戸、年間給水量は717万9,380立方メートルを見込んでおり、主要な建設改良事業といたしましては、簡易水道統合整備事業、配水管整備事業及び簡易水道施設改良費を計上しております。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額についてであります。この予算科目は、経常的な営業活動の収支の状況を示すもので、水道事業収益は16億658万7,000円、水道事業費用は15億5,093万9,000円計上しており、収支差し引きで5,564万8,000円、収入が上回る見込みとなっております。

詳細につきましては、4ページ、5ページの予算実施計画を参照していただきたいと存じます。

次に、第4条資本的収入及び支出の予定額についてであります。この予算科目は、将来の経営活動に備えて実施する施設の建設改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すもので、資本的収入は6億5,754万円、資本的支出は11億6,261万4,000円を計上しており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億507万4,000円は、本文括弧書きのとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,250万9,000円を初めとする各財源で補てんするものであります。

詳細につきましては、6ページ、7ページの予算実施計画を参照していただきたいと存じます。

次に、第5条企業債についてであります。これは前条の資本的収入の企業債3億7,670万円の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めているものでありまして、ごらんの表のとおりとなっております。

次に、第6条では、一時借入金の限度額を4億6,300万円と定めております。

次に、第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費と管理者の公債費を計上しております。職員給与費の詳細につきましては、9ページから12ページの給与費明細書を参照していただきたいと存じます。

次に、第8条、他会計からの補助金であります。これは不採算事業であります簡易水道の営業助成のため、一般会計から補助を受ける金額を7,094万7,000円としているものであります。

次に、第9条では、たな卸資産の購入限度額として、量水器の購入及び配水管等の補修原材料の購入限度額を1,580万円と定めております。

以上、簡単にご説明いたしました。財務の状況等につきましては、3ページ以降の予算に関する説明書を参照していただきたいと存じます。詳細につきましては、担当課長がご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（川端一義） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川端一義） 質疑なしと認めます。

これで議案第48号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川端一義） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川端一義） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託された案件の審査はすべて終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書及び委員長報告の文案については、正副委員長にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川端一義） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。
本日はこれで散会いたします。

（午後 3時09分 散会）